

令和7年9月

篠栗町議会第3回定例会

会 議 錄

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：9月3日(水)～17日(水) 15日間)

| 会期 | 月 | 日 | 曜 | 会議・休会その他 | 開議時刻 | 摘要 |
|------|---|----|---|----------|-------|---|
| | | | | | | 開会 |
| 第1日 | 9 | 3 | 水 | 本会議 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・請願の報告 ・議案の委員会付託 ・採決 |
| 第2日 | 9 | 4 | 木 | 考案日 | | |
| 第3日 | 9 | 5 | 金 | 本会議 | 午前10時 | ・一般質問 |
| 第4日 | 9 | 6 | 土 | 休会 | | 閉会 |
| 第5日 | 9 | 7 | 日 | 休会 | | 閉会 |
| 第6日 | 9 | 8 | 月 | 常任委員会 | 午前10時 | ・付託案件審査 |
| 第7日 | 9 | 9 | 火 | 決算特別委員会 | 午前10時 | ・付託案件審査 |
| 第8日 | 9 | 10 | 水 | 決算特別委員会 | 午前10時 | ・付託案件審査 |
| 第9日 | 9 | 11 | 木 | 決算特別委員会 | 午前10時 | ・付託案件審査 |
| 第10日 | 9 | 12 | 金 | 予算特別委員会 | 午前10時 | ・付託案件審査 |
| 第11日 | 9 | 13 | 土 | 休会 | | 閉会 |
| 第12日 | 9 | 14 | 日 | 休会 | | 閉会 |
| 第13日 | 9 | 15 | 月 | 休会 | | 閉会 |
| 第14日 | 9 | 16 | 火 | 予算特別委員会 | 午前10時 | ・付託案件審査 |

| 会期 | 月 | 日 | 曜 | 会議・休会その他 | 開議時刻 | 摘要 |
|------|---|----|---|-----------------------|-------|---|
| 第15日 | 9 | 17 | 水 | 本会議 予算特別委員会 本会議 | 午前10時 | <ul style="list-style-type: none"> ・議案の撤回請求について ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託について ・付託案件審査 ・付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件 ・議員の派遣について <p>閉会</p> |

令和7年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和7年9月3日(水) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 2番 , 3番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 請願の報告

第5, 議案の委員会付託について

第6, 議案第47号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第7, 議案第48号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第8, 議案第49号 篠栗町教育委員会委員の任命について

議案付託表

| 議案番号 | 件名 | 付託委員会 |
|------|--|-----------|
| 46 | 専決処分の承認を求めるについて(専決第11号) 〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について〕 | 予算特別委員会 |
| 50 | 子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について | 文教厚生常任委員会 |
| 51 | 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総務建設常任委員会 |
| 52 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総務建設常任委員会 |
| 53 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総務建設常任委員会 |
| 54 | 篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 文教厚生常任委員会 |
| 55 | 篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について | 文教厚生常任委員会 |
| 56 | 篠栗町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について | 文教厚生常任委員会 |
| 57 | 財産の取得について 〔動産の買い入れ(小中学校1人1台端末購入)〕 | 文教厚生常任委員会 |
| 58 | 指定管理者の指定について 〔篠栗町立児童館及び放課後児童クラブ〕 | 文教厚生常任委員会 |
| 59 | 訴えの提起について 〔建物明渡等請求事件〕 | 総務建設常任委員会 |
| 60 | 令和6年度 篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会 |
| 61 | 令和6年度 篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会 |
| 62 | 令和6年度 篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会 |

| 議案番号 | 件名 | 付託委員会 |
|------|---|---------|
| 63 | 令和6年度 篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 決算特別委員会 |
| 64 | 令和6年度 篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 決算特別委員会 |
| 65 | 令和7年度 篠栗町一般会計補正予算(第5号)について | 予算特別委員会 |
| 66 | 令和7年度 篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について | 予算特別委員会 |
| 67 | 令和7年度 篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について | 予算特別委員会 |

請願文書表

| 請願番号 | 受理年月日 | 件名・要旨・請願者・紹介議員 | 付託委員会 |
|------|----------|---|-----------|
| 1 | 令和7年8月5日 | <p>「子どもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の確実な推進を求める意見書」の採択を求める請願書</p> <p>請願の要旨: 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名: (住所)福岡県糟屋郡篠栗町中央3丁目3番1号 (氏名)福岡県教職員組合 粕屋支部 篠栗中分会長 山本 千利</p> <p>紹介議員: 浦野 雅幸 横山 和輝</p> | 文教厚生常任委員会 |

令和7年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和7年9月5日（金）午前10時開議

第1，一般質問

| 質問順位 | 議席番号 | 質問者 | |
|------|------|-------|----|
| 1. | 12番 | 荒牧 泰範 | 議員 |
| 2. | 1番 | 崎山 佐穂 | 議員 |
| 3. | 3番 | 吉本 文枝 | 議員 |
| 4. | 6番 | 横山 和輝 | 議員 |
| 5. | 9番 | 栗須 信治 | 議員 |

令和7年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和7年9月17日(水)午前10時開議

第1, 議案の撤回請求について

第2, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第3, 議案の委員会付託について

第4, 議案第46号 専決処分の承認を求めるについて(専決第11号)
〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について〕

第5, 議案第50号 子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備
に関する条例の制定について

第6, 議案第51号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7, 議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8, 議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

第9, 議案第54号 篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

第10, 議案第55号 篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第11, 議案第56号 篠栗町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について

第12, 議案第57号 財産の取得について
〔動産の買い入れ(小中学校1人1台端末購入)〕

第13, 議案第58号 指定管理者の指定について
〔篠栗町立児童館及び放課後児童クラブ〕

第14, 議案第59号 訴えの提起について
〔建物明渡等請求事件〕

第15, 議案第60号 令和6年度 篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について

第16, 議案第61号 令和6年度 篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第17, 議案第62号 令和6年度 篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〔て〕

第18, 議案第63号 令和6年度 篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第19, 議案第64号 令和6年度 篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第20, 議案第66号 令和7年度 篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

第21, 議案第67号 令和7年度 篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

第22, 議案第68号 令和7年度 篠栗町一般会計補正予算(第5号)について

第23, 選挙案第4号 糜屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について

第24, 意見書 案 子どもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の確実な推進を求める意見書 第1号

第25, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

第26, 議員の派遣について

議案付託表

| 議案番号 | 件名 | 付託委員会 |
|------|----------------------------|---------|
| 68 | 令和7年度 篠栗町一般会計補正予算(第5号)について | 予算特別委員会 |

令和7年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月3日(開会)

令和7年 第3回 定例会 会議録

日時 令和7年9月3日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 崎 | 山 | 佐 | 穂 | 2番 | 浦 | 野 | 雅 | 幸 | 3番 | 吉 | 本 | 文 | 枝 |
| 4番 | 門 | 馬 | 良 | | 5番 | 太 | 郎 | 良 | 瞳 | 6番 | 横 | 山 | 和 | 輝 |
| 7番 | 品 | 川 | 静 | | 8番 | 古 | 屋 | 宏 | 治 | 9番 | 栗 | 須 | 信 | 治 |
| 10番 | 村 | 瀬 | 敬 | 太郎 | 11番 | 今 | 長 | 谷 | 武 | 12番 | 荒 | 牧 | 泰 | 範 |

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|--------|------|---|----------|-----|----|
| 町長 | 三浦 | 正 | 副町長 | 田村 | 明広 |
| 教育長 | 今長谷 | 寛 | 総務課長 | 有隅 | 哲哉 |
| 財政課長 | 藤忠文 | | 財産活用課長 | 熊谷 | 重幸 |
| 会計課長 | 西村智子 | | まちづくり課長 | 大内田 | 幸介 |
| 税務課長 | 山口恵美 | | 収納課長 | 平山 | 智久 |
| 住民課長 | 進藤功次 | | 健康課長 | 田中 | 久善 |
| 福祉課長 | 村瀬菊子 | | 産業観光課長 | 松熊 | 大 |
| 都市整備課長 | 堀雅仁 | | 上下水道課長補佐 | 吉竹 | 浩一 |
| 学校教育課長 | 吉村秀昭 | | こども育成課長 | 藤 | 幸三 |
| 社会教育課長 | 横内綾子 | | | | |

出席した議会事務局職員

| | | | | |
|----|----|----|----|------|
| 局長 | 水江 | 靖浩 | 次長 | 伴秀代 |
| 係長 | 齊藤 | 裕子 | 主事 | 黒瀬友宏 |

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では花田上下水道課長が病気療養のため吉竹課長補佐が代理で出席しております。

ただいまから、令和7年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程はタブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。なお、常任委員会の閉会中の調査結果はタブレットに配信しておりますとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において、2番 浦野雅幸議員、3番 吉本文枝議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの15日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日から9月17日までの15日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第46号から議案第67号までの計22議案が提出されております。

それでは、議案第46号から議案第67号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、令和7年第3回定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙のなか、御出席賜り誠にありがとうございました。

8月9日から11日にかけての大雨で福岡都市圏を中心に大きな被害が発生いたしました。福津市で避難途中に川に流されてお亡くなりになられましたお二人の方に哀悼の意を表しますとともに、多くの市町村で被害に遭われました皆様にお見舞い申し上げます。

わが町では、市街地における道路冠水や水路破損、林道法面の崩壊等の被害がありましたが、幸い人家の被害はありませんでした。詳細は、本日の全員協議会にて総務課から御報告をいたします。もうしばらくは気象の不安定な時期が続くようでございます。今後も災害に対する備えをしっかりととしてまいります。

7月3日公示、20日投開票で行われました参議院選挙の結果によりまして、自公政権は衆参両院において少数与党として政権を担うこととなりました。今後は野党が掲げた公約の一部も受入れつつ国会審議が進むことが予想されます。福祉の増進に係る政策は歓迎すべきとは思いますが、おしなべて自治体の応分の負担増を伴うことも予想されます。他の歳出とのバランスを考慮しつつ受入れていくことになろうかと予測しております。

また、ガソリン税暫定税率の廃止により、全国の道路整備に遅れがでることが必至であります。代替財源の議論をしっかりと行っていただきたいと願っております。

われわれ全国の町村はじめ地方六団体は、令和7年度までで終了する「防災減災国土強靭化のための5か年加速化対策」の継続を何としても実現させなければなりません。少数与党となったとはいえ、その継続を国に対し引き続き強く要望してまいることとしております。六団体の一つである議会におかれましても歩調を合わせていただきますよう強く要望いたします。

去る7月15日に、平成18年11月から平成26年3月まで篠栗町教育長を務めいただきました郡嶋正弘氏が逝去されました。郡嶋元教育長は、平成18年に文部科学省の新たな地域支援制度をいち早く取り入れて、校区ごとの地域の皆様への支援事業をスタートされました。それが現在の校区ごとの様々な活動へと発展し、篠栗スタイルの確立へつながったわけでございます。こうした郡嶋元教育長の御功績は計り知れないものがあり、改めてその御功績に敬意を表しますとともに心から哀悼の意を捧げます。

令和7年度上半期も終わろうとしております。令和7年度残りの期間において、第1回定例会において御承認いただきました各事業を遅滞なく進められるよう取り組んでまいります。議会の皆様におかれましてもこれまでどおり御指導・御協力を賜りますよう何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして本定例会に提案しております議案第46号から議案第67号までの22議案について説明をいたします。

議案第46号は「専決処分の承認を求めるについて（専決第11号）」であります。本議案は、令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。補正予算の内容は、令和7年8月に発生した大雨による災害の復旧を行うためのもので、令和7年度篠栗町一般会計予算の総額に9,070万円を追加し、予算の総額を148億5,063万8,000円とするものであります。

議案第47号は「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。本議案は、固定資産評価審査委員 松本 秀治 氏が、令和7年9月30日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第48号は「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。本議案は、固定資産評価審査委員 村嶋 茂則 氏が、令和7年9月30日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第49号は「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。本議案は、教育委員 田熊 裕子 氏が、令和7年12月15日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第50号は「子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。本議案は、子育て支援施策として保護者等の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために公費医療費助成を拡充することに伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例の制定をするものであります。

議案第51号は「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第1項の規定に基づく国民保護協議会を附属機関として設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第52号は「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正す

る法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、育児のために勤務しないことを認める部分休業制度の拡充が行われることに伴い、規定の整備を行うものであります。

議案第53号は「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町国民保護協議会条例第2条の第1項の規定に基づく国民保護協議会委員の報酬等の額を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第54号は「篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町総合保健福祉センターにおけるトレーニングルーム及び温浴施設の廃止並びに貸室の一部を廃止することについて、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第55号は「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、災害その他非常時において、復旧のための給水工事を管理者が指定した給水装置工事事業者のほか、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者においても当該工事を実施可能にするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第56号は「篠栗町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、水道法施行令及び水道法施行規則が一部改正され、令和7年4月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を改正するものであります。改正の内容は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すものであります。

議案第57号は「財産の取得について」であります。本議案は、児童生徒1人1台タブレット端末を更新するため、財産の取得について仮契約を締結しましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得する財産は、1人1台タブレット端末、篠栗小学校531台、篠栗小学校萩尾分校12台、勢門小学校812台、北勢門小学校670台、篠栗中学校701台、篠栗北中学校349台、の計3,075台。契約金額は、1億4,898万7,608円。契約方法は、公募型プロポーザルによる随意契約。契約の相手方は、株式会社内田洋行 九州支店 支店長 坂口 秀雄 であります。

議案第58号は「指定管理者の指定について」であります。本議案は、篠栗町立児童館及び放課後児童クラブの指定管理者を指定することについて、地方自治法

第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定管理者の選定にあたっては、篠栗町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、選定委員会が設置され、同委員会に選定がなされたものであります。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置は、やまばと児童館 篠栗町中央三丁目16番12号、たけのこ児童館 篠栗町大字尾仲709番地1、すぎのこ児童館 篠栗町津波黒四丁目6番20号、たけのこ児童クラブ 篠栗町大字尾仲709番地5、令和8年2月竣工予定のやまばと児童クラブ 篠栗町中央三丁目5082番地1。指定管理者となる団体の名称は、エフコーポ生活協同組合 代表理事理事長 堀 新吾。指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

議案第59号は「訴えの提起について」であります。本議案は、町所有物件である尾仲簡易住宅家賃の長期にわたる滞納と同敷地内に自動車3台を放置していることから滞納家賃の支払い、放置自動車の撤去及び建物の明け渡しを求め、訴訟を提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第60号から議案第62号までの3議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものであります。

議案第60号は「令和6年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第61号は「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第62号は「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上、3議案が一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第63号は「令和6年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金1億156万3,998円のうち、

6,115万3,742円を建設改良積立金へ積立し、4,041万256円を自己資本金に組入れするもの及び令和6年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

議案第64号は「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定

により、令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金1億2,642万462円のうち5,445万1,484円を減債積立金へ積立し、7,196万8,978円を自己資本金へ組入れするもの及び令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第65号は「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町一般会計予算の総額に6億4,147万7,000円を追加し、予算総額を154億9,211万5,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものといたしましては、国庫支出金のうち、公立学校施設整備費負担金1億1,541万7,000円。繰越金4億1,940万1,000円。町債のうち、農林水産業債の自然災害防止事業債1,590万円、土木費の自然災害防止事業債2,180万円、教育債の学校教育施設等整備事業債3億8,560万円、デジタル活用推進事業債4,460万円をそれぞれ追加し、地方交付税3億7,366万8,000円、国庫支出金のうち公立学校情報機器整備費補助金1,343万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、衛生費において、総合保健福祉センター運営費として大浴場改修設計業務委託3,213万3,000円を追加し、照明制御機器更新工事2,970万円を減額するものであります。農林水産業費において、農業振興費として極楽池護岸整備工事1,592万4,000円を追加するものであります。土木費においては、河川費として往還川河川改修工事2,183万2,000円を追加するものであります。教育費においては、小学校管理費として、北勢門小学校給食室空調機更新工事設計委託1,077万8,000円、篠栗小学校校舎増築工事監理業務委託1,232万9,000円、篠栗小学校校舎増築工事5億8,358万3,000円をそれぞれ追加し、小学校の1人1台端末購入費5,149万8,000円、中学校の1人1台端末購入費2,614万1,000円をそれぞれ減額するものであります。災害復旧費においては、農業用施設災害復旧費として萩尾地区水路災害復旧工事500万円を追加するものであります。公債費においては、元金及び利子3,126万1,000円を追加するものであります。

繰越明許費は、総合保健福祉センターダ浴場改修設計業務委託3,213万3,000円、篠栗小学校校舎増築事業5億9,591万2,000円、合併50周年記念体育館空調設備設置事業工事1億6,292万9,000円をそれぞれ

翌年度へ繰り越すものであります。

債務負担行為補正は、総合保健福祉センター巡回バス運行業務委託を令和8年度から令和9年度に1億200万円。須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金を令和7年度から令和26年度に8,452万5,000円。柳池フサエ中学生海外派遣事業を令和7年度から令和8年度に900万円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、地方債の追加については、デジタル活用推進事業4,780万円、緊急浚渫推進事業870万円をそれぞれ追加するものであります。借入限度額を変更するものといたしましては、防災対策事業3,770万円、緊急防災・減災事業440万円、学校教育施設等整備事業3億8,560万円、災害復旧事業150万円をそれぞれ追加するものであります。

議案第66号は「令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ170万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,666万2,000円とするものであります。内容は、前年度繰越金及び普通交付金等の額の確定による返還金等の増額補正であります。

議案第67号は「令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ613万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,062万2,000円とするものであります。内容は、人事異動に伴う人件費、滞納繰越保険料及び前年度繰越額の繰越等による増額補正であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、請願の報告をいたします。

本定例会において請願を1件受け付けしております。

タブレットに掲載しております請願文書表のとおり文教厚生常任委員会に付託しましたので報告いたします。

日程第5、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第46号から議案第67号までの22議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案のうち、議案第47号から議案第49号までの3議案は人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第50号から議案第59号までの10議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

次に、議案第60号から議案第64号までの5議案の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く10人で構成する決算特別委員会を設置しこれに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第46号及び議案第65号から議案第67号までの4議案については、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については申し合わせにより、委員長は7番 品川静議員、副委員長は3番 吉本文枝議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は3番 吉本文枝議員、副委員長は7番 品川静議員です。

最後に、報告4件については、報告13号及び14号は決算審査終了後、報告11号及び12号は予算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

ここでお諮りいたします。

日程第6、議案第47号及び日程第7、議案第48号の2議案については関連議案でございます。会議規則第37条の規定によりまして一括議題とし、2議案一括して説明を受け、採決については1議案ごとに行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第47号及び議案第48号の2議案を一括議題といたします。

2議案一括して有隅総務課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○総務課長（有隅 哲哉） 議案第47号、議案第48号を一括して説明いたします。

議案第47号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法

(昭和25年法律第226号) 第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。記、_____、氏名 松本 秀治、_____、
_____、令和7年9月3日提出。篠栗町長 三浦 正。

提案理由、現委員の 松本 秀治 氏が令和7年9月30日をもって任期満了となるため。次のページに履歴書を添付しておりますので御参照ください。なお、任期は令和7年10月1日から令和10年9月30日まででございます。

続きまして、議案第48号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法

(昭和25年法律第226号) 第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。記、_____、氏名 村嶋 茂則、_____、
_____、令和7年9月3日提出。篠栗町長 三浦 正。

提案理由、現委員の 村嶋 茂則 氏が令和7年9月30日をもって任期満了となるため。これも次のページに履歴書を添付しておりますので御参照ください。なお、任期は令和7年10月1日から令和10年9月30日まででございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） ただいまの総務課長の説明に対し一括して質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

まず、議案第47号に対しまして原案のとおり同意することについて、賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11、でございます。全員賛成と認め、よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第48号に対しまして、原案のとおり同意することについて、賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第49号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。議案の提案を吉村学校教育課長に求めます。

はい、どうぞ。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 学校教育課長の吉村でございます。

議案第49号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。氏名、田熊 裕子。令和7年9月3日提出。篠栗町長 三浦 正。

提案理由、教育委員 田熊 裕子 氏が、令和7年12月15日をもって任期満了となるため。経歴詳細につきましてはタブレットを御覧ください。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略しこれより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に同意することについて賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時36分

令和7年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月5日(一般質問)

令和7年 第3回 定例会 会議録

日時 令和7年9月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 崎 | 山 | 佐 | 穂 | 2番 | 浦 | 野 | 雅 | 幸 | 3番 | 吉 | 本 | 文 | 枝 |
| 4番 | 門 | 馬 | 良 | | 5番 | 太 | 郎 | 良 | 瞳 | 6番 | 横 | 山 | 和 | 輝 |
| 7番 | 品 | 川 | 静 | | 8番 | 古 | 屋 | 宏 | 治 | 9番 | 栗 | 須 | 信 | 治 |
| 10番 | 村 | 瀬 | 敬 | 太郎 | 11番 | 今 | 長 | 谷 | 武 | 12番 | 荒 | 牧 | 泰 | 範 |

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | | |
|--------|------|---|----------|-----|---|---|
| 町長 | 三浦 | 正 | 副町長 | 田村 | 明 | 広 |
| 教育長 | 今長谷 | 寛 | 総務課長 | 有隅 | 哲 | 哉 |
| 財政課長 | 藤忠文 | | 財産活用課長 | 熊谷 | 重 | 幸 |
| 会計課長 | 西村智子 | | まちづくり課長 | 大内田 | 幸 | 介 |
| 税務課長 | 山口恵美 | | 収納課長 | 平山 | 智 | 久 |
| 住民課長 | 進藤功次 | | 健康課長 | 田中 | 久 | 善 |
| 福祉課長 | 村瀬菊子 | | 産業観光課長 | 松熊 | | 大 |
| 都市整備課長 | 堀雅仁 | | 上下水道課長補佐 | 吉竹 | 浩 | 一 |
| 学校教育課長 | 吉村秀昭 | | こども育成課長 | 藤 | 幸 | 三 |
| 社会教育課長 | 横内綾子 | | | | | |

出席した議会事務局職員

| | | | |
|----------|--------------|----------|-------------|
| 局長 係長 | 水江靖浩 齊藤裕子 | 次長 主事 | 伴黒瀬秀代 友宏 |
|----------|--------------|----------|-------------|

開会 午前 10 時 00 分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では花田上下水道課長が病気療養のため、吉竹課長補佐が代理で出席しております。

傍聴に来庁されました皆様には感謝申し上げます。傍聴に対しましては、一般質問通告書一覧 1 ページの注意事項に目を通していただき、御協力頂きますようお願い申し上げます。

本日は、議会事務局職員の写真撮影を許可しております。

それでは、日程第 1 、一般質問を行います。

質問者は、5 名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き 1 人 30 分以内といたします。

この際、議員の皆様に議事進行の際に對してのお願いを申し上げます。質問議員も答弁者も言葉遣いに気をつけるよう求めます。発言内容を精査し小職において処理いたします。

御協力よろしくお願ひいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位 1 番、荒牧泰範議員。

はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号 12 番、荒牧でございます。

町長に、この 10 年間の町の状況の推移の検証をお尋ねいたしたいと思います。

今手元に平成 25 年の決算統計資料がございますが、この統計資料と現在を比較しますと、財政力指数は 0.502 から、0.6 を超え、実質公債費比率は 7.1 から 6 以下となり、積立金現在高も 30 億弱から 10 億円ほど積み増しされ、現債高倍率も 1.23 から 1 を切る水準になっており、おおむね健全な財政状況に向かっていると思いますが、3 点気になるところがあるでお尋ねいたします。

まず 1 番目、普通建設事業費において、補助事業も積極的に取り入れられているものの単独事業費が大きく増額になっており、これからも各施設の長寿命化に莫大な予算が必要となるが財政的に見通しは立っているのか、お尋ねいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に對し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま、荒牧議員から「10年間の町の財政状況の推移を検証したい」という御質問を頂きました。

まず、私から申し上げますと糟屋郡を構成する町の地理的な環境はそれぞれ違っておりますまして、福岡の都心からの距離、博多駅や空港からの交通利便性等によって発展の広がりは変わってまいります。まさに賑わい、発展の中心である福岡市から四方に轍が広がるように、徐々にその波が寄せていく、そのようなものではないかと考えております。

これまでの10年間の推移の検証については、質問ごとに財政課、まちづくり課等から御質問の趣旨に沿って答弁いたしますが、現下の篠栗町を見てみると、篠栗という地域の環境のすばらしさと交通利便性の良さから民間の開発意欲が増大しております、町内各地で開発が進んでいるところでございます。そうした意味からも、北地区産業団地の開発をあの時期に取り組んだことは、狙いとして新たな町のシンボルをつくり上げるという点では大きな起爆剤になったと考えております。

これからも10年間の篠栗町の地理的・経済的な可能性を考えますと、10年後に同様の御質問を頂いたときには、御心配されるような内容が全てクリアになっているのではないか、という期待感を持っているところでございます。

こうした私の思いをお伝えした上で、御質問については関係課長から答弁をいたしますのでよろしくお願ひします。

○議長（古屋 宏治） はい、財政課長。

○財政課長（藤 忠文） はい、皆さんおはようございます。

それでは答弁したいと思いますが、まず質問にお答えする前に、まずこの10年間を振り返りますと、議員が分析なさっておられるとおり、財政力は以前と比べて向上し、公債費の負担も軽減されてきました。さらに、基金の積み増しや、町債残高の縮減も進み、本町の財政状況はおおむね健全な状況にあると思われます。こうした状況は、町民サービスの水準を維持しながらも歳入の安定的な確保に努めてきたことや、歳出面で事務事業の精査や効率化を積み重ねてきたことにより実現してきたものであると考えております。

それでは、「施設の長寿命化に莫大な予算が必要となるが財政的に見通しが立っているか」という御質問にお答えいたします。

普通建設事業費につきましては、国や県の補助事業を積極的に取り入れ、起債も交付税措置のある起債を利用し一般財源の支出を抑えてまいりました。御指摘の単独事

業費が大きく増額している点につきましては、詳細は決算特別委員会で御説明いたしましたけれども、令和6年度におきましては、篠栗北地区産業団地の事業用地の買戻し費用が計上されていることが大きな要因となっております。なお、この買い戻した事業用地は既に売却済みであるため、この費用を除いた普通建設事業費における一般財源支出額は約3億9,000万円となっております。この一般財源支出額につきましては、平成28年度以降は3億円から4億円の間で推移しておりますとして計画的な財政運営ができているのではないかと思っております。

しかしながら、今後は公共施設の長寿命化に向けた投資が不可欠となることから、今年度策定予定の「篠栗町公共施設等総合管理計画」それと「個別施設計画」に基づき、中長期財政計画の見直しを行って、一般財源支出額をあらかじめ一定範囲に設定し、その枠内で計画的かつ持続的に投資を進めてまいります。その際には、延命措置にとどまらず、更新や統廃合、さらには除却といった多様な選択肢を検討し、ライフサイクルコストを重視した判断を行うことで、将来の世代に過度な財政負担を残さないよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） まず町長にお尋ねしたいのが、本当におっしゃるとおり福岡都市圏、大変すばらしい立地でございまして、ただその中で他の自治体を挙げるとなんですけども、どうしてもやっぱり、行き止まりといいましょうか、宇美町が人口減少をたどっていて、私どもの町が横ばい状態、同じ行き止まりでも、久山にしても他の都市圏は全て人口増で賑わっている、その中で、うちの町だけが横ばいになっている。その辺りの検証というのは、町長はされたのかなというのを、まず町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 荒牧議員も御承知のことと存じますが、これは私どもの町における地価の価格のことが大いに関係しておるところでございまして、久山・須恵町につきましては交通利便性が悪いということもありますが、価格帯が非常に私どもの町より低くございます。私どもの町は福北ゆたか線がしっかりと通って、非常に利便性もいいということから、粕屋町とほとんど同様の価格帯で、今売買されております。とはいっても糟屋地区、糟屋郡全体の中で空いている土地がもうなかなかありませんので、そういう意味で、私が申し上げましたように、今後は篠栗町内の開発が進んで、も

う一波私どもの町に人口が増加するといいましょうか、働き手世代が私どもの町に家を建てるというような動きが進むものと考えているということで、私どもも理解しているところでございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ですか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） まったく町長おっしゃるとおりで、ただ、これはもう議長も私も同じ意見で、何年も前から申し上げておりますけど、限られた土地で特に篠栗の場合は農振、あれを外さない場合には居住区域を稼ぐことができない、あれを外してしまえば居住区が広がって価格が安定するんじやなかろうかと思いますが、そちらの方に持っていかれるお気持ちというのは、あるのかないのかちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） なかなかこの場で正確に申し上げることは難しい状況でございますけれども、私のところに盛んに、「それぞれの農地を私どもで計画して地区計画を張って新たな住居地区にしたい」という提案を、様々な業者からいただいているところでございます。

そういう面で、将来なかなか耕作し続けることができないという農家の方々の御要望も踏まえて地区計画等が今後も進んでいくものと思っておりますので、それに対しては、私どもの町が中心になって開発をするということではございませんけれども、今の農振、農用地域の中で産業化あるいは住宅地等々に、都市計画上、動かしやすいような流れにていっているというところが、ゾーンが広がっておりますので、民間の活力に期待しているところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ですか。

はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 全く私もそのとおりで、ただ民間の活力が注入されたときに、虫食い状態にならないように早く、面的張り付けをするべきと思いますので、そこはひとつ早急にお願いしたいなと思います。

1点目、次、財政課長にですが、もう何年も前からお尋ねしていますが、老朽化するというのは分かっていて、未だに全体で幾らかかるというのは出てないということですかね。

○議長（古屋 宏治） はい、財政課長。

○財政課長（藤 忠文） はい、今後の計画に基づいて、数字等は出てくるということ

ろで、今のところその数字は出ておりません。

○議長（古屋 宏治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） もう何年も前から申し上げているので、早急に出していただきて、そのためには幾ら必要で、理論上とはいえ、理論上償還計画はこんなんだよといふのはやっぱり早急にあるべきと思いますので、早急にお願いいたします。

1問目終わります。

○議長（古屋 宏治） はい、それでは2問目、質問をお願いします。

○議員（荒牧 泰範） 地方交付税が微減で、その要因が基準財政収入額の増加によるものなら問題はないが、ほかの要因であれば、それは問題だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、財政課長。

○財政課長（藤 忠文） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

地方交付税につきましては、交付税の減少が基準財政収入額の増加によるものであれば、本町の自主財源が伸びているという点で望ましい傾向といえます。しかしながら、交付税の算定は需要額の変動や制度改正の影響を大きく受けるため、必ずしも単純には評価できることではありません。

本町といたしましては毎年度、需要面・収入面・制度面の3つの側面から要因を丁寧に分析し、それが一時的な変化なのか、あるいは構造的なものかを見極めながら、歳出の抑制や安定的な税収の確保に資する取り組みに反映してまいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 今の答弁の前段部分で、地方交付税は、財源は所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、そして消費税の19.5%に、地方法人税の100%、この総額が北海道から沖縄まで地方交付税を交付されているところの必要額とバランスがまずとれているのか、それをちょっとお尋ねしたいんですが、御存じありますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、財政課長。

○財政課長（藤 忠文） はい、バランスがとれているかどうかという御質問でございますけれども、基準財政収入額を算定するものとして、そういう制度になっているというところでございまして、それで不足する分について地方交付税が算定されるとい

うことでございますので、そういう制度になっておりますので、バランスとして、その収入額に足りない場合は地方交付税として措置されるという制度であると認識しております。

○議長（古屋 宏治）　　はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範）　　では、今までずっと財政課長として説明してこられた中で、補助事業で起債償還時に交付税措置されるものがあって、今も算入されてますよね。そんな中で、私どもの町で必要な財政需要に対して収入額が不足する分を算出して、それプラスの交付税措置される補助分が、計算した年度当初でも、おおむねの見通しは立つんでしょうが、それと決算時に実際に交付されている額というのは合致しているんでしょうか。

○議長（古屋 宏治）　　はい、財政課長。

○財政課長（藤 忠文）　　はい、普通交付税の算定につきましては、基本財政需要額と基本財政収入額の、その差額を不足分で補っておりまます。基本財政需要額につきましては、その市町村にかかった経費が全て反映されるものではなく、基本的に一般的な市町村としての形の基準額が交付税上では算定されておりますので、必ずしもうちの決算上に基づいて、それが足りるか足りないかというところについては、足りないケースもあるかもしれません。

○議長（古屋 宏治）　　再質問ですか。

　　はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範）　　質問と申しましょうか、昔のイギリスのベンジャミンでしたでしょうか、嘘には3つあって、嘘と大嘘と統計だって話がありますが、一般大衆が納得されるのに都合のいい数字だけを並べ立ててというのが、昔からまかり通っていて、それが大嘘より悪いんだよ、という言葉ですが、財政課長として見通せる限り、うちの財政状況、大丈夫ですか。

○議長（古屋 宏治）　　はい、財政課長。

○財政課長（藤 忠文）　　先ほども申しましたように、おおむね健全であるということは間違ひありませんので、それにつきましては問題ないというふうに思っております。

○議員（荒牧 泰範）　　2問目、終わりります。

○議長（古屋 宏治）　　はい、それでは3問目お願いします。

○議員（荒牧 泰範）　　そして、先ほど町長の答弁に再質問をかけましたが、何より心配なことは、人口減少に悩む日本において、唯一元気なエリアである福岡市都市圏にありながら、人口が全く横ばいであるという、この策を絶対的に講じるべきと思いま

すが、この点、まちづくり課長でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） まず初めにですね、現在の町人口状況と計画についてお話をいたします。

2020年までの10年間は、おおむね人口3万1,500人ほどを上下推移しておりました、その後減少し2022年は3万1,020人、その後、年間約100人増加し2024年は3万1,265人でした。近年の住宅地開発に伴う上昇が主なものではないかとも思われます。

町の目標人口といたしましては、2060年の町の目標人口を定めた「篠栗町人口ビジョン」にて、2060年に2万9,000人を目指すとなっております。これは国の研究機関の仮定に基づいた場合、自然動態や社会動態による人口減少で、町人口が2060年に2万5,343人になると推計されたことに伴い、町として目標を設定されたものでございます。また、この町が直面する人口減少に対応するため、まち・ひと・しごと創生の方針を踏まえた戦略が「総合戦略」となります。今年3月に、新たに「第3期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「篠栗町人口ビジョン」が制定され、計画の進捗等は、毎年審議会において検証されます。現在の状況、計画は順調に推移しておりますけども、議員の言われるとおり、町の人口が増加することは大事なことだと思います。人口ビジョンの目標達成、総合戦略のさらなる充実、実行、総合計画のキャッチフレーズ「人と人 人と自然がつながる 喜びのまち」となるよう、地域交通などの対策も必要と考えております。

また、全国的な人口減少、少子高齢化が進行していることから、関係人口などの増加も大事なことであり、新規事業展開や事業応援、町のPR活動などにも力を注いでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） その2060年の人口推移が出されたときに、当初から問題視する方が多くて、国が全体を見渡して言っただけで、現実問題としてこの福岡都市圏見ると、もうそのグラフより上に行っているんですよね、全部。そんな中で、国が示した2万9,000人を目指すなんていうことは、僕はナンセンスと思うんですが。福岡というところは都市圏が特に中心になって、申し訳ない、県の名前は言いませんけども、近隣県からそこ、人口を呼び込んで、福岡都市圏だけは一極集中の発展し続け

る場所であると私は思うんですよ。そうなると、2万9,000人をビジョンにおいて、まちづくりをやるなんてことやっていたら、とんでもない間違いになると思うんですが、3万5,000人ぐらいに置き換えるつもりはございませんでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今お話の2万9,000人というのは、国が定めた目標ではございませんで、社人研の、国の予想では2060年には2万5,000人から6,000人ぐらいの人数という統計が当時出ました。それよりも少なくとも3,000人ぐらいの上振れできるような計画を「第1次まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げたものでございます。その後、どういう動きにしていくかというのは、今「第3次篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実施しているところでございますけれども、3万5,000人を目標にというのは、これは無謀な話であろうというふうには思っておりますし、所詮全国で人口の取り合いをするようなものではなくて、私どもの町の魅力を発信していくことが、そもそももの狙いでございますので、それとまた都市圏というか関東都市圏から人を呼び込むというような政策が、また必要でなかろうかというふうに思っておりますので、それについては、私どももまたいろいろな取り組みをしていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） いや、再質問というより、今の町長の言葉を信じて、近々にすばらしい目標の計画が聞かれますことを願って終わります。

○議長（古屋 宏治） 質問順位2番、崎山佐穂議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂です。

「リチウムイオン電池の回収と安全教育」について質問させていただきます。

全国的に誤って廃棄されたリチウムイオン電池による火災が増加しています。福岡県内でも、福岡市東区東部資源化センターで、昨年、不燃ごみが焼ける火災が相次いで発生いたしました。市の説明によると、いずれの火災も原因は特定できていないものの、焼け跡からは、リチウムイオン電池やスプレー缶などが見つかっています。

リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーやハンディファンなど広く使用され、私たちにとって大変便利な存在である一方、廃棄方法を誤ると重大な火災リスクになります。ひとたび火災が起これば、作業員や消防関係者の命はもちろん、施設の復旧費用や修復時間などを考えれば多大な損失となります。

このような状況を踏まえ、町民への周知、回収場所の利便性の向上、さらには、関係者への安全教育などを組み合せて、未然に火災を防ぐ体制づくりが必要と考え、以下の点について質問いたします。

1項目目、町民の中には、「廃棄方法を知らなかった」「どこに持つていけばいいか分からぬ」という声を聞きます。町民に対して、リチウムイオン電池の分かりやすい廃棄方法をどのように周知していくお考えでしょうか。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、崎山佐穂議員から、「リチウム電池の回収と安全教育について」という御質問をいただきました。

まず1番目の答弁に入ります前に、私どもの町として考えていることを概略申し上げますと、廃棄リチウムイオン電池の適正な処理については、本年4月に環境省から各都道府県の所管部宛てに通知がなされておりまして、市町村は当該市町村の区域内で発生する家庭からの排出されるすべてのリチウム蓄電池等の回収体制を構築すること。とその基本的な対策方針が示されております。

篠栗町におきましても、近年増加している廃棄リチウムイオン電池の取り扱いにつきましては、逐次広報等でお知らせしつつ対処しているところでございます。

私が組合長を務めています、須恵町外二ヶ町清掃施設組合におきましても、リチウムイオン電池の回収方法について、喫緊の課題としているところでございます。全国のごみ処理施設の中では、回収されたごみピットの中で火災が発生し、処理施設の機能が一時停止するといった状況も発生しております、可燃物をクリーンパークに入れ込んでおります、篠栗町をはじめとする5町に対しまして、次回の会議で各町が具体的な指針をつくって適切に対処するように注意喚起することとしているところでございます。

また、次期ごみ処理施設稼働時期の令和10年4月に向けて、5町全体の家庭ごみの分別ルールを明確にする段取りも考えているところでございます。

そのような状況を踏まえまして、御質問につきまして、都市整備課・総務課から御答弁をいたしますのでよろしくお願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 崎山議員の「リチウムイオン電池の回収と安全教育について」の質問の1番目にお答えいたします。

現在、篠栗町においては、リチウムイオン電池の廃棄については、クリーンパーク

わかすぎへの自己搬入、又は、小型充電池式電池のリサイクル活動を推進しております、一般社団法人 JBRC の回収協力店であります株式会社ミスター・マックス Select 篠栗店への持込みを案内しております。

町民の周知といたしましては、ホームページでのごみの出し方検索や都市整備課窓口において、チラシの配布を行っております。

しかしながら、昨今、多くの製品にリチウム電池が内蔵されており、どのような製品に使用されているのか認識しづらいといった問題が生じております。

そのため、今後は使用されている製品の品目を具体的に表示したパンフレットを作成するなど、町民がより分かりやすくなるような周知方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 今の時点で、リサイクル、ミスター・マックスで回収できるとおっしゃっていましたけれど、町のホームページにもお店の名前を書かれていますか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 一応、案内のほうのですね、チラシの部分につきましてはですね、その旨表示させていただいているところでござります。

それと、問い合わせのあった分につきましてもですね、店名も含めましてですね、加盟店でこういう形で紹介させていただいているところでお答えさせていただいている次第でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 町民の方からすると、リサイクルされている店とか回収店っていうふうに書かれると、もうその時点でもうどこか分からなっていうところで、そういうところでどこに持つていいか分からなって声が多分届いていると思うので、もっと明確に書いていただければいいかなと思うのと、あと、ホームページと回覧板というか、ホームページや広報という媒体も大事だと思うんですけど、LINE だったり、インスタグラムだったり、フェイスブックだったりするプッシュ型の機能の媒体、プッシュ型で町民にお伝えできる媒体っていうのをもう少し定期的に送っていただいたりして、あとその製品名も今後は明記されるって言われました、種類だったりとかっていうところを明記されると言われましたが、それは、画像もつけてっていう状況になりますか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） より分かりやすいというところで、イメージとしてですね、絵であったりとか、写真、そういったものも含めてですね、表示できるような形で、より分かりやすいことにできるように改善を図っていきたいと思います。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。（崎山議員：首を横に振る）

はい、それでは2問目、お願ひいたします。

○議員（崎山 佐穂） 2項目目に移りたいと思います。

次に、回収拠点を町内のアクセスしやすい場所に増設することは可能でしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） はい、リチウム電池は、適正な処理が行われないと発煙・発火の危険性がありますことから、回収拠点を設置する場合は、保管方法や消炎設備等の十分な検討に加え、住民への十分な周知を行う必要があると考えております。また、クリーンパークわかすぎにおいても保管場所には限りがあり、現状大量の受け入れは困難であることから、拠点回収を実施する場合において、受け入れ量の調整が必要になると考えております。

まずは、役場、クリエイト篠栗、オアシス篠栗等の常時職員が配置されている公共施設において、回収拠点の設置が可能かどうかを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） はい、増設の考えを聞けてよかったです。

ただその質問としては、課長や町長は、どうして廃棄方法誤ってしまったり、混ぜてしまったりするか、人の心理状況っていうのは、どういうふうにお考えですか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） まず、このリチウム電池についてなんですが、当然今回収する対象についてはですね、その電池単体が取り出せたものについて回収対象になっております。

今後問題になっているのが、いろんなモバイルバッテリーだったりとかスマートフォンであったりとか、そういったもので、もう既に内蔵されていて分解が不可能なもの、これちょっと回収不能になってきたりとかあって、そういったものを間違って出された場合にそれが発火したりとか、そういったものを起こすような形になっております。

ですから、こういった問題もありましてですね、なかなかその回収するところについて、もう、しっかりとある程度確認ができる形の体制を整えなきゃいけないということもありますし、町民の皆さんにも先ほど申し上げました、具体例を示しながらですね、回収方法を周知していくという方法も考えていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） はい、やっぱり発火するから回収しないといけない、増やさないといけないっていうよりも、どうして出して、そういうやり方を間違ってしまうかっていう、そこまで考えるいろんな方法が思いつくと思うので、そこまで考えて対策を取っていくようにしていただきたいと思います。

○議長（古屋 宏治） 終わりますか。

○議員（崎山 佐穂） はい。

○議長（古屋 宏治） はい、3問目お願ひいたします。

○議員（崎山 佐穂） 3項目目です。消防団のリチウムイオン電池を原因とした火災発生の認識や、実際の消火活動の方法についてどのように学んでいるのか、お聞かせください。

○議長（古屋 宏治） はい、総務課長。

○総務課長（有隅 哲哉） ただいまの御質問にお答えいたします。

近年、リチウムイオン蓄電池からの出火が増加しており、また、防災においても、非常用電源としてリチウムイオン蓄電池を使用する市町村が増えていることから、蓄電池の適正な管理について消防庁より注意喚起がなされているところでございます。

リチウムイオン電池による発火の要因として、劣化による内部短絡、品質の悪い製品の使用により不具合、強い衝撃や圧力による破損、非純正の充電機による過充電、高温になる場所への放置などが挙げられます。

消火活動においては、「火花や煙が激しく噴出している場合は、近よらない」、「火花や煙の勢いが収まつたら、大量の水や消火器で消火する」、「消火後、安全に配慮し可能であれば水没させる」という手順が周知されております。

消防団といたしましては、発火した際の消火方法と併せて、「製品に衝撃を与えない。むやみに分解しない。」「熱のこもりやすい場所での使用は控える」「不用品を処分する際は、分別方法をよく確認する。」等、発火させないために気を付けることを中心に住民の皆様への周知を行い、火災の発生を未然に防止するための啓発を行っ

ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） ちょっと確認なんですけど、今の時点では、火災の原因が時代によって変化していくと思うんですけど、そういった学びのアップデートっていうのは、消防団の現場に出ていく団員には毎年行ってはいないんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、総務課長。

○総務課長（有隅 哲哉） 現在のところ、リチウムイオン蓄電池に限ってのそういう指導は行っていないところでございます。

今後、そういうことを話していくような形で進めたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

ないですか。

はい、では4問目お願いします。

○議員（崎山 佐穂） 最後に、ごみ収集作業員や一部事務組合の構成町として、処理施設の職員の安全教育とその対策についてどのように取り組む方針なのか、最初のほうにも会議で話すっておっしゃっていましたが、取り組み方針をお尋ねいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） ごみ収集作業員に対する安全教育と対策についてですが、ごみ収集運搬業務委託先の業者に対しましては、収集運搬中に生じた疑義や事故等について、都度協議・報告を重ねております。今後も情報共有を密に行い、安全な収集運搬を心がけてまいります。

クリーンパークわかすぎで作業を行っている処理施設職員に対しましては、一部事務組合の所管であるため、同組合において、安全教育対策を行っておりますが、詳細につきましては、こちらのほうでは把握できません。

なお、クリーンパークわかすぎ内で異物混入等による事故が発生した場合は、同組合からの報告がありますので、ホームページ等でごみの正しい出し方等に関する啓発を行っております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 特に、ごみ収集作業員の方に関しては、もし火災になった場合

は、一番最初に対応することになるであろう方々と思いますので、自治体としての責任と被害を最小化するための連携体制をお願いして終わろうと思います。

○議長（古屋 宏治） はい。

○議員（崎山 佐穂） はい、終わります。

○議長（古屋 宏治） 質問順位3番、吉本文枝議員。

○議員（吉本 文枝） 議席番号3番、公明党、吉本文枝でございます。

通告に従い一般質問いたします。

今回は、「全ての人が住みよいまちづくりの観点から公共施設トイレの洋式化」について質問します。安全面、健康面、衛生面、災害時などあらゆる面から、トイレのあり方は重要です。本町は庁舎やクリエイト篠栗などのトイレは洋式化されていて、住民の方々も安心して利用されています。しかし、子どもから高齢者まで幅広い世代が日常的に利用している公園や児童館、学校、体育館などには、いまだ和式トイレが多く残っています。和式トイレは高齢者や足腰に不安がある方、小さな子供がいる保護者、妊婦にとって利用しづらく、外国人にとっても不便です。カブトの森や都市公園では和式トイレを避けて、洋式トイレに並ぶ方が多く、小さな子どもがいる保護者は自分だけ個室に入るわけにもいきませんし、ベビーカーなどの問題もあります。学校に関しては政府が2025年までにトイレの洋式化95%を目標にしてきました。過去には健康面や衛生面から洋式トイレを増やせないのかとの、女子中学生からの御相談もありました。児童館では、学校から来るなりトイレにかけ込む子どもがいる。また、和式を使わず洋式トイレに並んでいるというお話をしました。避難所となる体育館は特に洋式トイレやバリアフリー化が必要となります。さらに、トイレの利用を我慢し、その結果として膀胱炎や便秘、水分を控えての脱水症状といった健康被害を招く恐れがあります。特に女性や子ども、高齢者にとって深刻な問題であり、安心して外出や活動を続けていただくためにもトイレ環境の改善は欠かせないものと考えます。

一方で、洋式トイレは安定して座ることができ、転倒の危険を減らせることから安全性の向上につながります。また、衣服の汚れ防止にもなり、衛生面からも安心です。近年は節水機能や自動洗浄機能を備え、衛生面の向上、感染症予防、清掃や維持管理の効率化にも寄与するものもあります。最新の節水トイレは水の使用量を大幅に削減し、水道料金の節約が期待でき節水量からCO₂排出量の削減にも貢献できます。特に学校は毎日多数の利用があるため、大きな効果が期待できます。公共施設のトイレ環境は住民の健康と安心、そして快適さに直結する重要な要素であり、誰もが安心し

て利用でき、全ての人が住みよいまちづくりの観点からも整備を進めていく必要があると考えます。そこで2点伺います。

1点目、公園や児童館・学校などにおけるトイレの洋式化の整備状況と今後、健康や安全への配慮を含め、高齢者や子育て世代・障がいのある方・外国人など多様な利用者に配慮したトイレ環境整備について、どのような方針で進められているのか見解を伺います。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、吉本議員から「公共施設トイレの洋式化について」の御質問を頂きました。

公共施設は地域住民の福祉や利便性の向上を目的としておりまして、とりわけ議員の御質問の中での、公園や児童館・学校・体育館においては幅広い年齢層の方々が利用する施設でございます。その利用に当たっては安全安心に配慮したものでなければならないと認識はしております。そうした意味からも、まだまだ整備が追いついてないということは事実でございまして、町もこうした認識を持っていることを踏まえた上で、御質問の各項目につきましては関係各課から答弁をいたしますのでよろしくお願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） それでは、議員の御質問にお答えします。

町内の公共施設のトイレ洋式化の整備状況につきましては、学校施設において小学校では洋式トイレが117か所、和式トイレが27か所で、81.3%の整備率となっております。中学校では洋式トイレが33か所、和式トイレが68か所で、32.7%の整備率となっております。

今後の方針については、令和7年度は勢門小学校及び北勢門小学校体育館の全面改修に伴い、和式便器7基全てを洋式便器に更新するとともに、学校に多目的トイレを1基ずつ増設する予定でございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） はい、続きまして児童館におきましては、まず洋式トイレが26か所、和式トイレが6か所で、81.3%の整備率となっております。

今後の方針につきましてですけども、昨年度に3児童館の今現在設置している和式トイレを洋式化にする場合に改修工事がどのくらいかかるかというところで、調査を

しておるんですけども、かなりの費用を要するということで今現在把握をしております。また3児童館とも建築から20年以上経過して、現在老朽化している状況にあります。たけのこ児童館につきましては、今年度に大規模の改修を進めておりますが、他の2館につきましても同様に計画的な改修が必要であることと、また空調設備につきましても、たけのこ児童館・すぎのこ児童館は改修工事が終わっていますが、今後はやまばと児童館につきましても改修工事を進めていく計画をしております。今後3児童館の改修工事等を進めていかなければならない状況ですので、利用者などの声や、今現在指定管理していただいているんですがそちらの意見などを聞きながら、現在設置している和式トイレの洋式化につきましても、今後検討をしたいと思っております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（横内 綾子） 続きまして、社会教育施設においては、全て洋式トイレを整備しており、箇所数は40か所となっております。社会体育施設においては、洋式トイレが25か所、和式トイレが36か所で、41%の整備率となっております。

カブトの森公園の太祖宮横のトイレ・武道館・町民グラウンドの3か所には洋式トイレがございませんので、今後は和式が故障した場合に順次洋式へ改修するとともに補助金の活用も視野に入れながら計画的に整備を検討してまいります。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） はい、都市整備課所管の都市公園におきましては、カブトの森運動公園を除いて、全て和式トイレで箇所数は4か所となっております。

町内の都市公園や産業観光課が所管する観光トイレなどの公共施設トイレは、災害レジリエンスの強化を目的としソーラーパネルの設置及び照明のLED化の改修計画について、リース事業を適用した方法を検討中であり、これに合わせた改修の可能性について検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） ありがとうございます。

全ての人に配慮するには利用する方々のお声を先ほど聞いてくださると言つてありましたけれども、本当に多様な方々の御意見をぜひ聞いていただきたいと思いますが、各学校とか公園とかでも、それは可能なのでしょうか。児童館はさっきアンケートを取ると言ってくださいってたんですけど、設置するにあたってのどういうふうなトイレ

が、何というか、今困ってことなどのアンケート調査はできますか。

○議長（古屋 宏治） 学校教育課でいいですか。

○議員（吉本 文枝） 都市整備課と二つ。

○議長（古屋 宏治） 学校教育課長と都市整備課長。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） アンケートにつきましては、また、校長会等でも、通知いたしまして可能と考えております。

○議長（古屋 宏治） 都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） アンケート等は行っておりませんが、常々投書であったりとか、御意見等で、伺っておる次第でございます。また、要望等でも上がっていたことがございましたので、今後先ほど申し上げました、検討に入っていきたいなと考えております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

よろしいですか。

それでは2問目お願ひいたします。

○議員（吉本 文枝） 2問目に移ります。

洋式化を含むトイレ改修について、今後の計画や、国・県の補助制度活用はどのようにお考えでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 今後の計画につきましては、各トイレに少なくとも1基以上の洋式便器が整備されていることから、老朽化等により改修が必要となった際に、順次、洋式化を進めてまいります。改修に当たっては、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用し、事業費の3分の1について補助を受けられるため、それを活用してまいりたいと考えております。

○議長（古屋 宏治） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） 児童館の改修工事の補助金につきましては、工事の規模や内容によって利用できる補助金にはいろいろな基準が定めています。単にトイレ洋式化の目的だけでなく、児童館の維持補修全般に係る補助金の中で取り組んでいきたいと考えております。今後、児童館の維持に必要な工事を計画的に実行していくとともに、必要に応じて国県の補助制度を確認しつつ、町としての対応をその都度検討して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（横内 綾子） 一つ目の質問でもお答えして、繰り返しになりますけれども、今後の計画等につきましては和式トイレが故障した場合に、順次、洋式へ改修するとともに、補助金の活用も視野に入れながら、計画的に整備を検討してまいります。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 都市公園等における補助事業は、面積規模の要件や事業費等の要件がございまして、いずれの補助要件にも当たらないようでございます。よって、一つ目の答弁のとおり、リース事業による機能の改修計画の中で検討いたします。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 学校なんですけど、学校 자체は古くなっていますが、学校 자체の改修工事ということは、改修…壊れてからするよりも、今、改修しても、何でいうか、老朽化で改修する時期と、すいません、何でいうんですか、老朽化で改修する予定であれば、その時まで待たずに今してもいいのではないかと思ったんですけど、学校の改修予定とは、いつか分かってるんでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 各校の改修計画につきましては、長寿命化計画等にのっとって行っているところでございます。現段階におきましては、今、勢門小学校及び北勢門小学校の体育館の大規模改修ということを行っておりますし、続きましては、篠栗小学校やその他の学校の老朽化したところを、順次やっていこうと考えておりますので御協力をよろしくお願いしたいところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 多額の金額がかかりますので、すぐにとかってことはないんですけども、中学校の女子生徒にとっては、和式はちょっとつらい思いをされている子が多いので、ぜひ早めの改修の検討をお願いできればと思います。

そして、トイレは基本的にとてもきれいに清掃されていますので、汚れてはいないけれども、臭いがこもっていて、嫌だっていうお声もたくさん子どもたちから聞きますので、その臭い対策ということはどうなことを考えられてますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭）　臭いの対策についてということでございますが、今後の改修の計画等のときにコンサル等の意見を聞きながら改善していきたいと考えております。

○議長（古屋 宏治）　はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝）　できれば今困っている子供たちとか、嫌な思いをしてる子供たちのために対処していただければと思います。お金をたくさんかけてとかではなく、できる限りのことを考えて検討していただければと思います、消臭剤を置くとか、窓の開け閉めの時間を決めるとか、何かそういうことで構いませんので検討していただければと思います。

終わります。

○議長（古屋 宏治）　質問順位4番、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝）　議席番号6番、横山でございます。

今回は2問質問いたします。それでは早速質問に入ります。

一つ目の質問は、「町民体育館及び武道館の運営方針について」です。

6月定例会において、町長より、「町民体育館と武道館は存続を含め方向性を定めたい。」との発言がございました。

そして今定例会では、オアシス篠栗の温浴施設の廃止案を主張し、住民サービスの削減を提案している中、今後、町民体育館と武道館を廃止するとも思えるような発言だったので、以下のとおり質問いたします。

一つ目は「町民体育館、武道館の年間利用人数及び使用状況」を尋ねます。

○議長（古屋 宏治）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正）　横山議員からは、「町民体育館及び武道館の運営方針について」という質問で御質問頂きました。

御質問の両施設につきましては、老朽化した公共施設、耐震化の進んでいない施設の今後の対応について何らかの策を講じなければならないとの考えを議会に対してお示ししてきたものでございます。

令和7年度当初予算、財産活用課において、公共施設等総合管理計画を含む個別設計施設の計画策定業務、2,789万2,000円を御承認頂いておりますが、これは、平成27年12月に策定いたしました、篠栗町公共施設等総合管理計画の改定を行うものでございまして、当初策定してから10年を経過していることから、世の中の動

向や町の財政状況、人口、推移、廃止や移管となった施設などの個別計画の期間となる計画を根本から見直しを行うものでございます。

当初予算では、運動施設もそれに含むと説明しております。そのような視点を踏まえて、御質問の趣旨に沿った答弁を、社会教育課から答弁いたしますのでよろしくお願いします。

○議長（古屋 宏治） 社会教育課長。

○社会教育課長（横内 綾子） それでは、ただいまの御質問にお答えします。

令和6年度の利用者人数（延べ人数）は、町民体育館4万192人、武道館2万2,463人です。カブトの森公園を除く、学校や町立体育館等の体育施設全体の利用のうち、町民体育館は16.4%、武道館は9.2%を占めています。

使用状況につきましては、町民体育館は15の定期利用団体のほか、行政区の球技大会や軽スポーツ大会、地域のイベントなどで利用されています。

また、災害時には避難所、選挙時には投票所としても活用しています。

武道館は5つの定期利用団体に加え、篠栗町中学校地域クラブでも利用されています。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） 町民体育館で4万人以上、武道館では2万人以上、かなりの町民の方がですね、利用されていると思われますけれども、その中でですね、日数に直したらどのぐらいになるでしょうか365日中、どのくらい町民体育館利用されている、武道館を利用されていると、そこら辺は分かりますか。

○議長（古屋 宏治） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（横内 綾子） 日数は把握していませんけれども、件数のほうでよろしいでしょうか。

はい、町民体育館は件数が令和6年度で2,472件、武道館で828件となっております。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今の聞く限り、ほぼ毎日のような気がするんですけども、これまでちょっと利用者に聞いた話なんですかけども、町民体育館に限った話なんですね、町民体育館を利用したいと、問合せをして予約をしようとしたらですね半年以上先しか空いてないと、いうような話を私何度かですね、聞いたことあるんですけど

れども、実際、そういった予約を町民体育館を使いたいと、そういうふうになったわけですね。その方の言うように、もう半年ぐらいずっと埋まってるのか、それともまたまそのイベントとか重なって、そういった時期が、予約がとれなかつたのかちょっと分かりませんけれども、実際その予約状況的にはどうなっていますか。

○議長（古屋 宏治） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（横内 綾子） はい。

今、具体的な情報を手元にありませんけれども、定期利用団体のほうが先に利用のほうを押さえさせていただいてて、残りを一般の方等に使っていただいております。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） はい、大丈夫です。

次の質問。

○議長（古屋 宏治） はい、じゃあ二問目お願いします。

○議員（横山 和輝） 次はですね、町民体育館、武道館の補修改修工事の計画はされているんでしょうか。

また、近年の猛暑により利用者の熱中症など心配される中、エアコンの取付けなどの空調設備工事を行う考えはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（横内 綾子） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

町民体育館及び武道館の改修やエアコン設置については、今年度策定予定の公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき検討してまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） そこがですね、今回、私がこの一般質問するに当たって1番聞きたいところなんですが、「検討します。」ではなくてですね、実際にこれを本当に補修改修して、より長く使うように考えがあるのか。

それともですね、6月定例会のように、存続を含め、また先ほど1問目荒牧議員のときの財政課長が言わされたとおり、そこら辺も廃止なのかどうなのか、そこら辺少しといったニュアンスが含まれるような、答弁もありましたけれども、そこをはっきりとさせていただきたいと思うんですね。

これだけの利用人数町民の方に利用されているところですので、そしてまたその検討するとなるとまた時間がかかりますよね。

もうこれだけ老朽化も始まってる中、早めに補修・改修すれば少ない財源でですね、できるところを時間をかければ、例えばそこ腐り始めたりとかして、改修を実際しようととしたときにはもっと大きな金がかかったりすると。そういうこともありますので、ぜひそこはですね、どういった考え方があるのか、そこは明確に示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） はい、今の再質問でございますけれども、そのために、公共施設等総合管理計画及び個別計画を当初予算で御承認いただいて、2,800万弱の金額をかけて、施設全体のことを考えていく計画を行うわけでございまして、そうした中で、皆様方に御判断をお示しできるものと思っております。

ここで、それは検討しますじゃなくてこうしますということは今申し上げるべきことではございませんで、当初予算で承認頂いた管理計画・個別計画に基づいて対応したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 私は今、町長言つてることにも少し不思議に思うわけですよ。

というのも町民体育館・武道館とともに、もう、最近老朽化が始まったわけじゃないんですね。もう10年20年もそんな大きな工事、改修工事、補修工事は手を加えられてない中、町民体育館に言えばあれですよ、例えば床とかも薄くなっていますよね。何か引き直すときに研磨をかけてしますけれども研磨もできないぐらい、もう板が薄くなっていると。いち早く、補修しないといけない中で、そしてまたなぜ、これを今まで調査すらもしてなかったのかですね。

例えば、調査を一つ入れるだけで、どのくらいですね財源をかけば、10年20年延びるんだとか、そこら辺も分かると思うんですね。なぜその調査すら入ってないのかそこが疑問なんです。

そして、もしそれを廃止するなんてことになった場合、やっぱ町民の方はやっぱすごく残念になると思います。

そして、これを言い切れないことはないと思うんですね。もうこれをもうすぐにでも計画して、補修・改修工事の計画立てます、そのぐらい言ってもいいと思うんですけども、少し慎重になるような発言をされてるのか。

そこをお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 別に慎重になる発言をしているわけではありませんで、例えば

武道館であるとすれば、数年前に畳を全部張り替えまして、国体でも開かれるような基準の畠に、全部入替えて柔道部から非常に感謝されているというようなこともございます。応急の措置はいろいろやっているわけでございますので、それに対して何もしてなかったということではございません。

ただし、私ども全体の施設を公共施設等総合管理計画で27年12月に策定しておりますので、その中の1施設でございますので、それについては、今回の見直しの対象となる施設でございますので、その分で対応させていただきたいということをさせていただくということを申し上げているわけでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） もう、単刀直入にお尋ねいたしますけれども、町民体育館、武道館、そこをきちんとと考えられてる。もう廃止するような考えは・・・、どうしましようか。

次の質問をしていいですか。次の質問に入ります。

○議長（古屋 宏治） 1問目終わりですか。

○議員（横山 和輝） はい、1問目

○議長（古屋 宏治） じゃあ1問目、すみません。

3問目ですか。

○議員（横山 和輝） 3問目です。

○議長（古屋 宏治） はい。

○議員（横山 和輝） 3問目の質問にかぶると思いますので、3問目に入りたいと思います。

最後ですね。町長は任期中に町民体育館・武道館をどのように取り扱う考えがあるのか、答弁を求めます。

○議長（古屋 宏治） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（横内 綾子） それでは、ただいまの質問にお答えします。

両施設は、これまで地域のスポーツや文化活動の拠点として、多くの町民の皆様に親しまれてきた大切な場所であります。今後もその役割を大切にしながら、町民の皆様に安心して利用していただけるよう取り組んでまいります。

その上で、町民体育館及び武道館の取扱いにつきましては、今年度策定予定の篠栗町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画において、施設の存続を含めた今後の方向性を定めてまいります。策定した計画に基づき利用者が快適かつ安全に利用できるよう必要な改修を実施し、適正な管理と運用を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） これはもう先ほどから私が何度も言ってることなんですけれども、やはり先ほどの答弁の中でも、「存続を含め」っていう言葉が出るんですね。だけど、单刀直入に聞きたいんですよ。町長は廃止する予定があるんですか、それぞれ廃止する考えがあるんですか。

それとも、ここはこれだけ町民の方に使われてますので、当然、もう改修・補修して、長く使ってもらうようにしますと、それかもしくは建て替えをして、新たな同じような施設を造りますと。どういった考えがあるのかお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 課長が、答弁したのと繰り返しになりますけれども、町民体育館及び武道館の取扱いにつきましては、今年度策定予定の篠栗町の公共施設等総合管理計画及び個別施設計画において、施設の存続を含めて、今後の方向性を定めるというふうなことで、当初予算で承認いただいておりますので、それに則って進めてまいりたいと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） もうその答弁が、もうこれはもう私はねもうこうやって6年間ぐらい議員させていただいてまして、もうこの場にも、もう10回20回という町長と何度もやりとりさせてる中で、そういう答弁をするときの町長はですね、本当にそういう時は、「いやします。」と、「補修工事します。」「当然、町民のためにこうやって使います。」多分はっきり言うんです。「こういうふうに存続を含め検討します。」

そしてまた、「ここ10年20年、先ほど応急処置はしてる。」と言いますけれども、大きな大規模工事はやっぱなかったわけですよ。それを踏まえたことを考えると、やはり廃止する考えが強いんじゃないかなと。私はそういうふうに感じました。

ここで今、はっきり言われてもいいんじゃないですか。「策定業務のときにはっきり存続をして定めます。」じゃなくて、そんな後々いうじゃなくてですね、ここでしっかりと「廃止するなら廃止する。」、「続けるなら続けます。」と、はっきりこう言うだけでもいいと思うんですけどね。

そこはいかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私が度々答弁していることに対して、横山議員がそういうふうに思われるという思われているという感想としてお承りいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっと質問戻っていいですか。

2問目に、2問目にもちょっと聞き忘れたことがあります。

○議長（古屋 宏治） 2問目ですか。

○議員（横山 和輝） 2問目の空調整備のほうですね。

こちら、エアコンの取付けなどの空調整備の考えはあるのか、その答弁ちょっとされたかどうかちょっと忘れましたので、もしされたんならもう一度聞きます。

○議長（古屋 宏治） 2問目のエアコンの取付けなど空調整備工事を行う考えがあるかというところの質問に対して、はい、社会教育課長。

○社会教育課長（横内 綾子） はい、ただいまの質問に答えます。

エアコン等の設置については、近年のこの暑い気温の上昇に伴い、必要になってきていると思います。それも含めて計画で検討してまいりたいと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 質問はこれで終わりますけれども、やはりですねやっぱり町民のほう、町民がこれだけ利用されてる施設ですので、もう少しですね、町民のほうを見て、この件に関してはそういうものを不安がってる方が、大多数いらっしゃるんですね私が聞いた話によると、町民体育館をなくすと困る。それは保育園でもそうですし、小学校もそうですし、区もそうですよ。

あそこは本当に利用するところだから、もう壊してもらったら困るという声も実際にたくさんありますので、町民の声にね、もう少し聞いていただいて安心するようですね、できるだけ早くどうするかを決めていただきたいと思います。

次の質問です。

○議長（古屋 宏治） それでは通告2問目の質問をどうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、では2問目ですけれども、2問目は「篠栗北地区産業団地の未進出企業について」質問いたします。

篠栗北地区産業団地の未進出企業である久原本家についてお尋ねいたします。

一つ目は、これまで建設予定の時期が口頭でのみ説明がありました。具体的な資料等が議会に提出されておりません。進捗状況はどうなっていますか。また建設設計画等の提出は企業側からあるのかお尋ねいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 「北地区産業団地の未進出企業について」ということで今回は久原本家についての御質問がありました。

議員の御質問にありますとおり残る2区画の建設の見通しについては御心配をおかけしているところでございます。他の議員の皆様も同様の気持ちであろうかと思っております。

御質問の項目についてはまちづくり課から答弁いたしますが、まだ進出企業がプレスリリースをしていない状況でございますので、リアルタイムで発信されている本会議場での報告は、ただいまのところできません。

しかしながら、それぞれの進出企業において進捗が見られておりますので、決算特別委員会の際に_____御報告できる内容もございます。

その点を踏まえた上で的一般質問のやりとりとさせていただきます。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 御質問にお答えいたします。

令和6年第2回定例会一般質問や、他の委員会などにおいて状況報告をさせていただいており、計画の詳細においては一企業の計画途上の話となりますので、この場では控えさせていただきます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、それでは2問目お願いします。

はい。

○議員（横山 和輝） そういう答弁されたら、どう聞いていいか、と思いますけれども、じゃあこれをお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） 1問目ですか。

○議員（横山 和輝） 1問目です。

1問目お尋ねしますけれども、どういった、企業との話し合いされてるんですか。

きちんと書面での取り交わしをしてるのか。それとも、以前、議会では言ってましたけれども、向こうの社長さんと話して、こういうふうに向こうの社長さんが来たいというからこうやって聞いてますとか、口頭のみの、もう本当にあったかどうかも分からぬような、説明しか受けてないわけですよ。

実際今どういうふうな、やりとりを交わせてるのか、もうその方向でいいんで、それをお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 向こうの担当常務がおりまして、定期的に私どものところに来たり、私が博多駅にあります本社に課長と対応して行ったりということで、計画についていろいろお聞きしております、「こういう絵で進めますけれども、これ今日はお渡しすることができませんので、今日はすいません。」っていうようなことでやりとりしているわけでございまして、それについて、それは、「口から出まかせじゃないかうそじやないかって」思われたら非常に悔しいんですけども、残念だなと思うんですけど、しっかりと担当常務と、今度もまた26日にお越しになられますけれども、そういうやりとりはさせていただいておりますので、然るべき時に「これを議会に話していいですね。」っていうことがまとまれば、ちゃんとお渡しできる、御説明できると思いますので、それまでお待ちいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） やはり不思議に思うんですね。

行政と企業、そしてまた契約同士の契約を交わした同士のやりとりがそういったやりとりし、実際いいんでしょうかと。これが仮にですね、うまくいってるなら、私もここまで言いません。

ただ現にこの篠栗北地区産業団地に至って言えばですね、撤退したケアユー、松原食品、それに対しても同じような対応だったんですね。向こうの企業と話しています、前向きな話になってます、なので、その話がまとまるまで待ってください。

そういう口頭のみの結果ですね、結果どうなりましたかと、撤退です。もう非常にぶざまな結果ですよこれは。

そういうもともともう最近特に最近ですよね、1年以内にそういったことはあつたにもかかわらずまた同じようなことをするのか。

私はね、そう思いますけれども、町長としてもですね、そこら辺は、本当にそれでもうまくいってるかどうか分かりませんよ、うまくいっててほしいですけれども、そういうことがあるんですから当然議会にはですねそこを踏まえて、手間がかかったとしてもですね、より慎重により丁寧にね、議会にそういったものを資料提出なり何なりするべきじゃないでしょうかと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの御心配はよく分かりますし、それを踏まえて、今度の決算委員会の中で、できるところまでしっかりと御説明できるというふうに私も判断しておりますので、決してまた、前回のような轍を踏むようなことは全くないというふ

うに思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 余り期待はしてないんですけど、次の質問行きます。

二つ目は本来、土地の売買から2年以内に操業を開始しなければならないと、久原本家と協定書を取り交わしております。既に3年以上が経過して…。

○議長（古屋 宏治） すいません、2問目ですか。

はい、2問目どうぞ。

○議員（横山 和輝） 最初から言いますか。

はい、次ですが本来土地の売買から2年以内に操業開始しなければならないと、久原本家と協定書を取り交わしています。

既に3年以上が経過し、協定違反状態ですが町はどのような対応を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） お答えいたします。

令和3年2月22日に「企業立地に関する協定書」が締結され、第16条において、引渡しを受けた後、2年以内に本件区画における工場等の操業を開始する、とあります。第29条には、本協定の変更は、書面による同意によらなければならない、ともあります。

令和5年3月10日に、株式会社久原本家食品から相談されていた期間変更についての依頼文書が提出されました。理由は、新型コロナウイルス感染症拡大や物流の滞り、物価高の影響により、計画の見直しが必要となっているというもので、同日には「協定書の変更の覚書」を結び、操業開始期間を3年延ばした令和8年3月18日までといたしました。

この件の詳細につきましては、以前に議会合同委員会にて文書や協議概略、こちらを提示し説明等をさせていただいたとおりでございます。

また、令和5年12月、令和6年3月、5月と建築計画の話がありましたので、都度議会に報告をさせていただき、令和6年第2回定例会一般質問においても、「書面は受け取っておりませんが、都度の計画や図面等の報告は受けております」と、答弁いたしました。

以降の詳細等は一企業の計画途上の話となりますので、この場では控えさせていただきます。

しかしながら残り期間もありませんので、町としては、1日も早い全企業操業開始、

団地全体の完成に向けできること可能なことを随時進めていくとともに、毅然とした対応を行ってまいります。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今答弁でですね、こうやって、久原本家は新型コロナウイルスの影響を受けてそれによって経営、経営じゃないですけれども建てる時期が難しくなったと。なので日にちを延ばしました。

そういう答弁されましたけれども、もともと久原本家が決まった日っていうのはもうもともとコロナが始まって2年ぐらいだったんですね。

さらに言うのであればそういった久原本家が要望書、新型コロナウイルスで少し厳しいですとなったときに、何を見たんですかそこで。

売上げがこれだけ下がったっていう、会社のね財務諸表でも見たんですか。キャッシュフロー表ですか。当然そこら辺を踏まえて、町は判断されたと思いますけれども、町はその久原本家から提出されて何をもとにそれを判断されたんですか。

○議長（古屋 宏治） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 一企業の明細等そういった会計処理の部分は見ておりません。

口頭でのお話と、社会情勢上、そういったところを勘案してですね、期間の延長と、覚書の締結という形をの行動をとりました。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今の答弁ですと、本当に久原本家や経営が厳しくなったか、そんなこと分かんないですよね。口頭で言ってるだけ。そして、企業のそういったね指標を見たわけでもない。

そんな中で、町はしましたと。言うんですけども、行政がそういったやり方をするんですか。口頭でなんて言われたんですか。経営が厳しいですって言われたんですか。それではい分かりました、延ばしましようっていう話になったんですか。

どういったらねそういった考え方なのか私は全く理解できないんですね。そこをもう少し詳しくですね、どういったやりとりがあったか。多分書面がないんでしょうけども、そこを詳しくねもう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 当時の資料をちょっと持ってないんで詳細には申し上げれませんけども、私の記憶も余り定かで定かではないと思いますが、その当時

ですね、コロナが発生して言われるとおりコロナの中という状況ではございました。しかしながら皆さんがあのコロナがあれほども長く続く先が見えないという状況ではなかったと思います。

そういうことを踏まえてですね、月1の報告会、それから個別で訪問する、数か月に1回訪問する際に、そういう話を随時聞き聞いておりました。最終的にそういった文書も提出を求め、むしろ提出されたので、覚書を結んだという状況ではございます。何分こういった企業で誘致をしてこれだけの開発を進めていくということは、互いの信頼関係も大事だと思いますので、そういったところでの協議の進め方と、考えております。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 互いの信頼関係と申しましたけれども、あくまでも契約の内容なんですね。

契約者なんです、町と企業との。そこら辺を明確にするのは当然文書で取り交わして反対しないといけないでしょう。それを口頭のみお友達感覚でやるんですか。お友達感覚で、企業にして企業が大変そうやから、覚書を結びました。私はね非常に雑な行政だと思いますよそれは。

そして今どうなってるんですかそれでしたら、前はコロナウイルスで、経営がよくわかんないけれども、どのくらいあるかわかんないけれども、悪くなつた。で今回復したんですか。どのくらい回復したんですか。それとも何も変わってないんですか。

より悪化したんですか。今どうなってるんですか久原本家は。

○議長（古屋 宏治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 1企業の状況につきましてはこの場ではお答えすることはできません。

先ほど申しましたように、覚書締結云々に関しては、要望書やそういったものを文書を全て提示して、議会に報告をさせていただいてますので、了承されてあるものと考えております。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほど町長が同じ轍を踏まないと申されましたけど、同じ轍を踏むんじゃないんですか。似たようなことですよ。

撤退した2社も、いやよく書面はないけれども、ちゃんと話してますから、大丈夫ですって絶対と久原本家もやよく経営状況よく分からんけれども、何か向こうは厳しくって言いようから、待ってますと。

今もちょっとよくわかんないですけど、でもそうやってうまくいくと思ってます。何のね、もう本当に今回の答弁聞いてても、来てほしいですよ当然。来てもらわなきゃ困ります。こうやって決まった以上ですね。

ただ、これ安心できるなと思えるような答弁じゃないんですよね。もう今日の答弁聞いてるとまた撤退するんじゃないかなと思いますよ。当然そうなってほしくないですけれども、もう少し行政らしくですね、そしてもうここは既にもう大赤字の、大赤字を垂れ流してですね、今も赤字がずっと続いてます。どんどん、最近なんて雨が降つて壊れたとか言って、それを直すの1億ぐらいかかると。どんどん赤字を垂れ流してる中、より慎重にですね、やっていかないといけないんじゃないですか。

それをもう担当課も、そう行政 자체がですね、そういう考え方でいいんですか。

より明確にしてそれを議会に提出してください。それできますか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの横山議員の御意見を十分踏まえて、26日にお会いするときには、しかるべき資料をそろえていただいて、またその後御報告申し上げます。

○議員（横山 和輝） 終わります。

○議長（古屋 宏治） 質問順位5番、栗須信治議員。

はい。

○議員（栗須 信治） 一般質問最後でございます、よろしくお願いします。

議席番号9番、栗須信治です。

部活動改革の方向性はについて質問いたします。

最初に、私事で恐縮でございますが、ほんの55年ほど前、篠栗中学校の野球部に3年間所属しておりました。

3年の中体連では、一回戦で負け、あっという間に終わってしまいましたが、中学校での部活動は、半世紀を過ぎてもよい思い出として残っております。

貴重な体験であったことを申し上げて、本題に入りたいと思います。

文部科学省は、少子化への対応や教員の負担軽減を目的に、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置づけ、部活動の地域活動を進める方針を打ち出しました。

この取組では、自治体に対し、スポーツ・文化団体を巻き込んだ協議会を設置し、地域移行に向けた推進計画の策定が求められております。

さらに、令和7年度5月にはスポーツ庁と文化庁の有識者会議により、休日の部活

動を令和13年度までに全て地域に移行すること、令和8年度からの6年間を「改革実行期間」として、平日の取組も進める方針が提案されました。

本町においても、令和5年度より「地域部活動準備委員会」が設置され、学校や関係団体、保護者を交えた協議が進められていると聞いております。

子供たちの居場所や活動の場が失われることがないよう、また、地域全体の教育・文化・スポーツの振興にもつながるような取組が今後一層求められると考えます。

こうした状況を踏まえ、以下6点について伺います。

初めに、試験的運用までの経緯と、部活動改革の方向性についてであります。

本年度より、本町でも部活動の地域移行について、試験的な運用が始まると伺っていますが、そこに至った経緯と改革の方向性について、お聞かせ頂きたいと思います。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま栗須議員より、質問頂きました「部活動改革の方向性について」、お答えいたします。本町における部活動の地域移行は、国が策定しました「部活動の地域移行に関する総合的なガイドライン」に基づき、令和5年度から篠栗町スポーツ協会、文化協会、中学校 PTA 会長、小中学校長等で構成いたします「篠栗町地域部活動準備委員会」を立ち上げ、計5回の会議を開催いたしました。長時間にわたる議論を重ねてまいりました。

その中で令和6年度には、国の地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金を活用し、陸上部をモデルケースに休日の地域部活動への移行を試行するほか、スポーツ推進員を地域部活動コーディネーターに任命し、篠栗中学校長、学校教育課の職員と共に、富山県黒部市、石川県能美市、加賀市の先進的な取組を視察し、今後の方針について検討を行っております。

この後の御質問に関しましては、各項目につきまして、関係課から答弁をさせていただきます。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） それでは、1点目についての御質問にお答えします。

準備委員会や先進地視察の結果、地域移行には「人材」及び「財源」が必要不可欠で、なかでも「安定した指導者の確保が必須」であることから、令和6年10月に準備委員会において協議を行い、指導者が複数存在し、指導実績のある陸上部と柔道部で試験的運用を開始することを決定いたしました。方向性としましては、国の動向を十分に把握しながら、まずは、「平日は学校」「休日は地域」で運営する方針を決定

いたしました。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、2問目、お願ひします。

○議員（栗須 信治） 次に、コーディネーターや連絡調整窓口の設置についてであります。

中学校、教育委員会と地域スポーツ・文化団体との円滑な連携のためには、専門的なコーディネーターや連絡調整窓口の設置が必要と考えますが、町としての見解を伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 2点目について、お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、学校やスポーツ協会・文化協会等へのヒアリングを行い、学校との調整を行う「コーディネーター」や「連絡調整窓口」は必要不可欠と考えており、次年度以降も連絡調整窓口を学校教育課内に設置し、部活動に精通した退職教職員を配置したいと考えております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 今、専門的な配置をすると、そういう考え方であるというような答弁でございましたが、これは専門配置になるのか、兼務になるのか、どちらでございましょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 今、学校環境におきましても、いろいろな問題等、また職務等ございますので、生徒指導等の観点からも、いろんな部活動等も絡めまして、いろんな業務と兼務を考えております。

○議長（古屋 宏治） 再質問しますか。

はい、それでは3問目お願ひします。

○議員（栗須 信治） ただいまのコーディネーターとか専門部署の配置というのは、この部活動改革がうまくいくかいかないかの重要なポイントだと思いますので、ぜひ取り組んで頂きたいと思います。

次の質問に移ります。

○議長（古屋 宏治） どうぞ。

○議員（栗須 信治） 3点目でございます。

関係者へのアンケート調査の実施について伺います。

地域移行にあたっては、生徒や保護者・教員などの関係者の声を反映させる取組が不可欠と考えます。

意向の把握のためのアンケート調査などの実施をする予定があるのか伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 3点目の質問にお答えいたします。

アンケート調査につきましては、ニーズを把握するため、令和5年度に「生徒」「保護者」及び「顧問教職員」を対象に、令和6年度には再度「顧問教職員」を対象にアンケート調査と併せてヒアリングを実施しております。

アンケート調査の内容は、主に生徒や保護者に対しましては「部活動に対する期待」、教職員に対しては、「やりがい」及び「負担」について調査を行いました。

調査の結果、生徒・保護者の「部活動に対する期待」については、専門的な技術指導を受けたい、友人と楽しく活動したい、体力・技術を伸ばしたいという意見が多数見られました。

教職員の「やりがい」については、7割以上の教職員が感じており、「負担」については、休日の指導や授業準備に時間を割けられないなどの意見が多く見られました。

今後につきましても、試験的運用を行っているアスリートクラブや柔道部を中心に必要に応じてアンケート調査を実施していく予定としております。

○議長（古屋 宏治） 再質問は、ありますか。

はい、どうぞ。はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） アンケート調査を実施されているということで安心しております。

子供たちや保護者、やはりその学校部活に対する期待が根強くあると思いますので、部活動改革の必要性をですね、説明会とか見学会とか開いてですね、ぜひ継続的に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 年度の区切り等において PTA 総会等で、職員等が出向きまして、詳しい説明等を行っておるところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい。質疑ですかはい。

4番目お願いします。

○議員（栗須 信治） 4点目、多様な活動メニューの導入についてお尋ねします。

地域移行をきっかけに、多様な体験機会を確保し、生涯にわたるスポーツ・文化活動のきっかけづくりになることが期待されますが、新たなメニューの導入の可能性につ

いて、どのような議論があったのか、お聞きいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 4点目について、お答えいたします。

地域移行は様々な分野において関係性があり、視察先の石川県能美市や加賀市においても「生涯にわたって地域がスポーツや文化活動と関わる基盤」が重要である旨の説明を受け、その内容について準備委員会で共有を行いました。

今後は、社会教育課や関係各課と連携し、教育的価値や施設・用具などの要件を加味しながら、多様な活動メニューについて、議論を重ねてまいります。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 検討を重ねていられるということでございますが、この検討の中でですね、これまで何かこう出たアイデアとか何かございますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 今後の方針というか、方向性について令和8年度には、さらに卓球、野球、サッカー、剣道、茶道これらの移行に移れそうな部活に関しまして、進めていきたいと考えております。

○議長（古屋 宏治） 再質問、あります。再質問。はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 再質問じゃございませんが、ちょっと私が考えている部活がありますので、参考にしてください。

森林セラピ一部、篠栗町の特色を生かして、これは森の案内人の方を指導者として、森林セラピ一部をつくったらいかがでしょうか。また、演劇部をつくって、後継者不足の太祖神楽を継承してもらうと。そういうアイデアもございますので、十分に新しい選択肢をですね、検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

○議長（古屋 宏治） それでは5番目、お願いします。

○議員（栗須 信治） 5点目ですが、子供たちの意見を反映する仕組みについて、お伺いします。

子供たちが主体的に関わり、自分たちの希望や関心を反映した活動の環境づくりが必要でございます。そのための方策として、小中学校でのグループワークや意見交換の場を設ける考え方があるのか伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 5点目について、お答えいたします。

これも議員の御指摘のとおり、「子供たちが主体的に関わり、希望や関心を反映し

た環境づくり」は非常に重要なことであると認識しております。

今後は、アンケート調査のみならず、生徒会役員との懇談や部活動キャプテン会との協議を通じて、意見交換の場をつくるよう検討してまいります。

○議長（古屋 宏治） 再質問は、ありますか。

はい。それでは、6番目、お願いします。

○議員（栗須 信治） ただいまの件では、福津市などがグループワークを開いておりますので、そういう事例を参考にされたらいいかと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

「推進計画の策定状況と今後のタイムスケジュール」について、伺います。地域移行の推進に向けた計画は既に策定されているのでしょうか。また、今後の具体的なスケジュールは、どのように設定されているのか、お伺いします。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 6点目について、お答えいたします。

現時点では、国からは具体的な予算措置や人的配置の方針が示されておらず、当初令和8年度を目途に移行を目指してまいりましたが、令和13年度までが後期改革実行期間とされたことから、これは全国的に移行が難航している状況を踏まえた、実質的なスケジュール延期と受け止めているところでございます。

このような背景から、本町では拙速な地域移行を避けて、当面は地域移行ではなく、地域連携・展開という形で、慎重に進めてまいることといたしております。

本町は、都市部のように大学や企業が存在せず、指導者の確保は困難で、財源も限られております。軽々に進めれば、部活動そのものの存続に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えております。

部活動は、明治時代の学校制度発足期から、長く続く歴史があり、自制心やチームワーク、礼節等の生徒指導も含め、教育的意義は極めて高いものでございます。

しかしながら、その改革には多くの予算、指導者、管理体制が必要となってまいります。

今後も、国の動向を迅速かつ的確に把握し、スポーツ協会や文化協会と連携しながら、地域での、部活動運営体制の整備と、持続可能な組織づくりに向け、検討を重ねてまいります。

○議長（古屋 宏治） 再質問、ありますか。

はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 推進計画につきましては、國の方針が変わることもありますし、

また問題が発生することもあります。必要に応じて、見直しを行うこともあるうかと思いますが、年度ごとの目標は、明確にしておいたほうがよかろうかと思いますが、その点については、いかがですか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 今、議員が言われましたように、年度ごとの計画をしっかりと立てているということは、もう当然のことだと思いますので、しっかりと立ててまいります。

現在も篠栗地域部活動の実施要綱の案という形で、おおよそ数字はつけておるわけでございますけれども、先ほどから説明してまいりましたように、いろんな形での条件が変わりつつありますので、それを踏まえながら、この要綱についても変更等も入れて、篠栗町に本当にマッチしたといいますが、実態に合った、そういう部活、地域部活動を構築したいというふうに思っているところでございます。

ぜひとも篠栗町だからこそできる、篠栗の人材を生かせる、そういう地域クラブ、地域部活動というふうなことで進めてまいりたいと思いますので、どうぞこれからも、いろんな御意見を頂ければというふうに思っております。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問、ありますか。

○議員（栗須 信治） ぜひともですね、子供たちを真ん中に据えた子供たちの意見が反映される篠栗町、篠栗町版の持続可能な部活動改革を進めていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（古屋 宏治） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後0時07分

令和7年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月17日(採決)

令和7年 第3回 定例会 会議録

日時 令和7年9月17日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 崎 | 山 | 佐 | 穂 | 2番 | 浦 | 野 | 雅 | 幸 | 3番 | 吉 | 本 | 文 | 枝 |
| 4番 | 門 | 馬 | 良 | | 5番 | 太 | 郎 | 良 | 瞳 | 6番 | 横 | 山 | 和 | 輝 |
| 7番 | 品 | 川 | 静 | | 8番 | 古 | 屋 | 宏 | 治 | 9番 | 栗 | 須 | 信 | 治 |
| 10番 | 村 | 瀬 | 敬 | 太郎 | 11番 | 今 | 長 | 谷 | 武 | 12番 | 荒 | 牧 | 泰 | 範 |

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|--------|------|---|---------|-----|----|
| 町長 | 三浦 | 正 | 副町長 | 田村 | 明広 |
| 教育長 | 今長谷 | 寛 | 総務課長 | 有隅 | 哲哉 |
| 財政課長 | 藤忠文 | | 財産活用課長 | 熊谷 | 重幸 |
| 会計課長 | 西村智子 | | まちづくり課長 | 大内田 | 幸介 |
| 税務課長 | 山口恵美 | | 収納課長 | 平山 | 智久 |
| 住民課長 | 進藤功次 | | 健康課長 | 田中 | 久善 |
| 福祉課長 | 村瀬菊子 | | 産業観光課長 | 松熊 | 大 |
| 都市整備課長 | 堀雅仁 | | 上下水道課長 | 花田 | 篤 |
| 学校教育課長 | 吉村秀昭 | | こども育成課長 | 藤幸 | 三 |
| 社会教育課長 | 横内綾子 | | | | |

出席した議会事務局職員

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 局長 | 水江 | 靖浩 | 次長 | 伴 | 秀代 |
| 係長 | 齊藤 | 裕子 | 主事 | 黒瀬 | 友宏 |

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

本日、町長より議案の撤回請求と追加議案が1件提出されましたので、本日の議題といたします。

これより日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、「議案の撤回請求について」を議題といたします。

町長に撤回理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、議案の撤回請求について説明をいたします。

本定例会に提出いたしました議案第65号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」は、予算特別委員会において御審議をいただいた中で、地域の食と居場所づくり支援事業補助金の追加計上について、当該補助金の交付の是非についての議論の掘り下げと明確な方向性を定めた上で、改めて議会の御理解をいただくことが必要だと判断し、今回の補正予算で計上することを見送るため、篠栗町議会会議規則第20条の規定により、本議案の撤回をお願いするものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（古屋 宏治） お諮りします。

ただいま議題となっております議案の撤回請求について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

従いまして、議案の撤回請求については許可することに決定いたしました。

日程第2、「議案の上程」をいたします。

本日、町長から提出されております議案は議案第68号の1議案でございます。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、議案第65号の撤回につきまして御承認いただきましてありがとうございます。

それでは、改めまして、議案第68号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」説明いたします。

本議案は、令和7年度篠栗町一般会計予算の総額に6億4,047万7,000円を追加し、予算総額を154億9,111万5,000円とするものであります。

内容につきましては、議案第65号から修正した部分のみ説明いたします。

歳入につきましては、普通交付税を3億7,366万8,000円の減額から、3億7,466万8,000円の減額に変更するものであります。

次に、歳出につきましては、教育費において地域の食と居場所づくり支援事業補助金100万円の追加を取り下げ、社会教育総務費115万円の追加を15万円の追加に変更するものであります。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明に対し大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第3、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

本日、上程されました議案第68号は議案付託表のとおり、ただいま設置しております予算特別委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

従いましてそのとおり付託することに決定いたしました。

それではここで本会議を暫時休止といたします。

これより直ちに予算特別委員会を開催いたします、全協室へお集まりください。

休止 午前10時04分

再開 午前10時39分

○議長（古屋 宏治） それでは時間前ですけども再開いたします。

日程第4、議案第46号「専決処分の承認を求めることについて（専決第11号）、令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第46号「専決処分の承認を求めるについて（専決第11号）令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」、本議案は、8月の大雨で発生した農業用施設、林道施設及び道路橋梁等の災害復旧のため、令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,070万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ148億5,063万8,000円とするものであります。

歳出における事業では災害復旧費において、農業用施設、林道施設、農地、道路橋梁及び河川災害復旧費、9,070万円の増額。

歳入では、普通交付税3,590万円、国庫支出金1,350万円、町債4,130万円を増額補正するものです。

また、地方債補正といたしまして災害復旧事業債を4,490万円に限度額を変更するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 46 号は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第 5、議案第 50 号「子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 50 号「子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」、本議案は、子育て支援策として保護者等の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため公費医療費助成を拡充することに伴い、関係条例の所要の規定を整備するための条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、篠栗町子ども医療費の支給に関する条例、篠栗町重度障がい者医療費の支給に関する条例、篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の公費医療費について 15 歳までの助成を 18 歳までに拡充し、自己負担額等を改正するものでございます。

この条例については、令和 8 年 4 月 1 日に施行されます。

執行部の説明では、子ども医療費について、現行では助成の対象でなかった高校生世代の 15 歳から 18 歳の年度末までの自己負担額を入院外で自己負担額一月 500 円、入院では自己負担をゼロにすることと、重度障がい者医療費について高校生世代の 15 歳から 18 歳の年度末までの入院の自己負担額をゼロにすることと入院外は現行のまま 500 円です。

ひとり親家庭等医療費について、高校生世代の 15 歳から 18 歳の年度末までについて、入院外の自己負担額を一月 800 円が 500 円とし、入院の場合は自己負担 500 円がゼロになるとの説明がありました。

当委員会で質疑がありましたので紹介します。

拡充分の年間支出の見込みと財源措置はとの質問に対し、試算中ではあるが諸経費込みで約3,000万円程度、財源は全て町単費、との回答がありました。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第51号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第51号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第1項の規定に基づく国民保護協議会を附属機関として設置するため、本条例の

一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

執行部の説明では、国民保護協議会は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、町長を会長とし 10 名の委員で構成しており、専門的な知識・経験等に基づく助言、審査等を行うものであるとのことであります。

この条例については公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑はありませんでした。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって議案第 51 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 52 号「職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第52号「篠栗町育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、育児のために勤務しないことを認める部分休業制度の拡充が行われるとのことと、執行部の説明では育児を伴う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業の範囲については現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき10日間を超えない範囲内の形態を設け、職員はいずれかの形態を選択可能とすること、また部分休業の対象となる非常勤職員が養育する年齢について3歳に達するまでを、小学校就学の始期に達するまでに拡充することです。

この条例については、令和7年10月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

小学校に入学するまでは最初に選択した休業方法が続くのか、との質問があり、年度ごとに選択ができる、との回答でした。

質疑終了後、討論を行いましたが討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求める。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 52 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 53 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 53 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 39 条第 1 項の規定に基づく国民保護協議会の報酬の額等を規定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

執行部の説明では、国民保護協議会委員について、専門的な知識・経験等に基づく助言、審査等を行うものであり、特別職非常勤職員として規定することが適当であることから、別表区分に国民保護協議員報酬額に 1 回 2,500 円を追加することです。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で、協議会委員の構成内容について質疑がありましたので説明いたします。

指定地方行政職員は警察や消防署等の職員で、指定公共機関についてはインフラ関係とのことで、また学識経験者は医療関係にお願いしているとの回答でした。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって議案第 53 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 54 号「篠栗町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 54 号「篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、篠栗町総合保健福祉センターにおけるトレーニングルーム及び温浴施設の廃止並びに貸室の一部を廃止することについて、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、一つ目の理由として、施設の寿命という安全に関わる現実である。開館から 25 年が経過し施設の心臓部であるボイラーや配管は本来の耐用年数を 10 年も超えて稼働しており、いつ故障が発生し営業が停止してもおかしくない危険な状態である。仮に、これらの設備を全面的に更新するとなれば概算で約 6 億円という費用が必要となること、この状況は篠栗町だけでなく施設の運営を担う指定管理者の視点から見ても同様である。

このままでは、次の指定管理者を公募しても巨額な改修リスクを抱え、いつ営業停止になるか分からぬ施設の運営を引き受ける事業者を新たに見つけることは現実的

に困難であるとのことあります。

二つ目の理由として、ごく一部の利用という公平性に関わる現実である。多額の公費を投じているにもかかわらず、1日当たりの町内からの有料利用者は6歳以上の町民人口のうち僅か0.4%にすぎず、65歳以上の高齢者に限ってもその利用率は町内高齢者全体の僅か1%程度にとどまっているとのことです。

三つ目の理由として、社会が求める福祉ニーズの変化という将来に関わる現実である。この25年間で町が直面する福祉課題は入浴機会の提供以上に、子育て支援の抜本的な強化や多様化する高齢者福祉への対応へと、その重心が移っているとのことです。これらの理由から、温浴施設が果たしてきた社会的な役割は一つの区切りを迎える、施設の在り方を子育て支援を新たな中核とした全世代の交流拠点へと転換すべきと舵をとり、篠栗町は温浴施設事業を廃止する。と最終的に判断したとのことです。次に、トレーニングルームの廃止については単独で継続するには、構造的に厳しい採算状況に加えて、現在の利用者の半数程度は温浴施設もあわせて利用されており、施設の核である温浴施設がなくなった場合、トレーニング室単独で安定した利用者を確保し続けることは極めて難しい。このためトレーニング室も温浴施設と一緒に終了し、その分の資源をより多くの町民の皆様が恩恵を受けられる新しい福祉サービスへ舵をとることが適切である。とのことです。

今回の改正は、利用者の影響を考慮し2段階で施行することとし、1段階目は令和7年10月1日に施行で、温浴施設とトレーニングルームの利用回数券の販売を終了するための改正で、経過措置として購入済みの回数券は、施設を廃止する前日の令和8年3月31日まで利用できるとのことです。

2段階目は令和8年4月1日に施行するもので、温浴施設及びトレーニングルームを廃止することとなります。

当委員会の中で質疑がありましたので説明いたします。

温浴施設等の改修を実施するに当たってアンケートやホームページなどで住民の声を聞いたことがあるのか、との質問に対し、施設の現状や利用者の声を正確に把握するため指定管理者と協力して平成30年度・令和5年度・6年度に利用者アンケートを実施し、その結果は温浴施設そのものには高い満足度であり、自由意見の欄では、平成30年度時点では感謝の言葉が多く見られたが、コロナ禍を経て令和5年度6年度ではサウナを早く直してほしい、シャワーの温度が安定しない、露天風呂が使えないのは残念、設備が古過ぎる、といった施設の根本的な老朽化に対する意見が増加してきた。それは施設を長年利用してきたことがうかがえる内容でもあります。

このアンケート結果は、修繕では町民の皆様の期待に応えることはできない、ということで更なる修理といった部分的な改善ではなく、安全で快適でいつでも安心して利用できる質の高い温浴施設の要望であり、そしてそれを現実させるためには約6億円規模の全面的な設備更新が今後必要になってくることが不可欠であると読み取ることができた。

町としては、このアンケートに示された町民の声を真摯に受け止めて施設のあり方を根本から見直しより多くの町民のため新しい価値を創造する道を選ぶべきだと考えた、とのことでした。

次に、改修費用の6億円の内訳は、との質問があり、大規模改修としてろ過機械設備の更新や駐車場天井内の配管設備更新、機械室内機械更新、浴室窓、浴槽、サウナ、バイオマスボイラーなどの改修工事で約6億円とのことでした。

次に、サウナの改修は660万円との説明であったが浴室はやめてサウナとシャワーだけの復活は可能か、との質問に対し、サウナとシャワーだけになると少ない利用者がさらに少なくなるので営業は難しい、とのこと。

次に、温浴施設とトレーニングルームの廃止は切離して考えることはできないのか、との質問があり、切離して考えてみたが他にお土産センターもあるがお風呂に入ったついでにお土産を買うお風呂があるからトレーニングするという方が多くいらっしゃるので、切り離すことはできない。また、指定管理者にお風呂だけ止めて経営ができるのか相談したところ、困難である、とのことありました。

次に、住民の0.4%の利用者で少ないとのことであるが何%の利用者があればサービスとして成り立つか、との質問があり、温浴施設を継続するに当たって何%であればという境目はない、とのことで、限られた少ない利用者に6億円を投入することが費用対効果としてかけ離れている、とのことでした。

次に、廃止後の跡地利用はどのように考えているのか、との質問があり、オアシス篠栗が建てられた当初の理念に立ち返り子育て支援と高齢者の皆様の生きがいづくりを大切にした全世代の交流の場として再生したい、とのことありました。

質疑終了後討論を行いましたが討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、可否同数となりましたので、地方自治法第116条の規定により、委員長の決することとなり、賛成多数にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

○議員（栗須 信治）賛成討論よろしいですか。

○議長（古屋 宏治）はい、どうぞ栗須議員。

○議員（栗須 信治）議席番号9番、栗須信治です。

賛成討論を行います。

本案は、篠栗町総合保健福祉センター、オアシス篠栗におけるトレーニングルーム及び温浴施設を廃止することについて提案されたものであります。

オアシス篠栗の温浴施設には個人的にも度々利用させていただきました。ピーク時には待ち時間が出るほどの盛況ぶりでございました。しかしながら最近では利用者は少数に限定され、町内よりも町外からの利用者が多い状況にあります。

さらに、運用開始から25年が経過し施設の老朽化や機能低下が進んでおり、継続するとなれば大規模な改修が必要であります。

また、運営環境は大きく変化し人件費や原材料費の高騰により施設運営における経費全体を押し上げております。

オアシス篠栗の直面する課題は、福岡県内外や全国の自治体でも施設の老朽化や維持管理費の増加を理由に、近年、廃止や用途変更が相次いでいるのが現状であります。

また、トレーニングルームにつきましても年々増加する赤字構造と利用者の約半数は温浴施設の利用者であることから、将来的な集客力に不安があります。

温浴施設は時代の福祉ニーズとしての役割は十分に果たしてまいりました。今後将来世代のために老朽化に伴うインフラの選別をしていかなければなりません。費用対効果を考える時、区切りをつける時だと私は判断します。

このことは町民の皆様にも御理解頂けるものだと思います。

今後、オアシス篠栗が子どもから高齢者まで明るく交流できる多世代拠点施設として、生まれ変わることを期待し賛成の討論とします。

終わります。

○議長（古屋 宏治）反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

はい、崎山議員どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂でございます。

私は、議案第54号に賛成の立場から討論いたします。

オアシス篠栗の町有温浴施設につきましては、これまで町民の皆様の健康づくりや世代を超えた交流の場として、大きな役割を果たしてまいりました。

その存在意義を否定するものではなく、長年にわたり御利用くださった皆様に心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、施設は建設から25年以上が経過し老朽化が著しく進んでいます。

安全性や快適性を維持するためには大規模な改修が必要不可欠です。

その費用は、町財政にとって非常に重い負担となり、ほかの重要な施策に充てるべき財源を圧迫することが懸念されます。

利用状況を見ますと、6歳以上の利用者は、町人口の0.4%にとどまり、町内利用者も47%で、町外からの利用者のほうが多いことが現状です。

残念ながら、限られた一部の方々にしか利用されておらず、公共施設としての公平性や費用対効果の観点からも、現状維持は困難であると判断せざるを得ません。

25年が経ち、現在の町民の皆様の求める福祉のニーズは、高齢者支援、子育て支援、健康増進など、変化しております。

限られた財源を、より多くの方々に行き渡るように分配していくことは、これからまちづくりに欠かせない視点です。

これまで利用してきた方々にとって、寂しさや不便をもたらすことは十分に理解しております、だからこそ町としては、健康づくりや交流の機会を失うことがないよう、代わりとなる新たな取り組みやサービスのあり方を検討し、誰もが利用しやすい形に整備を進めていくことが大切であると考えます。

今回の判断は町の将来を見据え、より多くの町民に恩恵を届けるための一歩です。

このことを御理解いただきたく本議案に賛成いたします。

○議長（古屋 宏治） 反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号5番、太郎良瞳でございます。

議案54号に賛成の立場で討論いたします。

オアシス篠栗の温浴施設は、町民の健康づくりや世代を超えた交流の場として長年親しまれてまいりました。

利用者の皆様のことを考えますと、今後も継続して利用できる環境を守りたいとい

う思いは私自身も強く抱いております。

しかし、現施設は建築から既に 25 年が経過し老朽化が著しく安全性や快適性を十分に確保することが難しい状態にあります。利用者にとってリスクが高まるだけでなく維持管理費用も年々増加しております、延命のために多額の改修費をかけるとなれば町の財政に大きな負担を強いることとなり、他の町民サービスに充てるべき限られた資源を圧迫しかねません。また、利用状況を見ますと町民全体の 1 % 未満という限られた方々にとどまっており、コストとの均等を考えますと公共施設として維持を正当化することは困難であると考えます。限られた資源をどう活用するかを考えたとき、廃止の決断は避けられないと受け止めてます。

さらに、社会の福祉ニーズは日々変化しております。今後は高齢者支援や子育て支援など地域住民の新たなニーズに応じたサービス・施設の整備が一層求められます。

温浴施設に投じる財政をこうした新しい福祉サービスに振り向けるこそが、町民全体の暮らしを支え地域福祉の向上につながるものと確信いたします。

以上の理由から本案に賛成いたします。

○議長（古屋 宏治） 反対討論ありませんか。

賛成討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11 、賛成 7 、反対 4 でございます。

賛成多数と認め、よって議案第 54 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 、議案第 55 号「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案も文教厚生常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第55号「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、災害その他非常の場合において、給水装置等の工事を施工するにあたり、管理者が指定した給水装置工事事業者のほか、ほかの水道事業者が指定した給水装置工事事業者においても当該工事の施工を可能とするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、令和6年能登半島地震の際、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する給水管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化した、このことは、給水管工事を担う地元業者の数が給水管の被害の規模と比べ少なかつたことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したことなどにより、給水管工事の業者の確保が困難な状況となったことが主な要因である。

このようなことを考慮し災害その他非常の場合、篠栗町に指定給水装置工事事業者として登録されているものの確保が困難となると判断されるときは、給水管工事を早期に行うため、他の水道事業体に登録されている事業者による工事の実施を可能にしたいとのことであります。

この条例については公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑はありませんでした。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 55 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 56 号「篠栗町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 56 号「篠栗町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、水道法施行令及び水道法施行規則が一部改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、敷設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すものであります。

執行部の説明では、資格要件の要点について、大学卒業者については、土木系学科は必要実務経験 1 年 6 か月以上、その他の工学・理学・農学・医学・薬学系 2 年以上、上記以外の課程 2 年 6 か月以上。

短期大学・高等専門学校卒業者・専門職大学前期課程修了者において、土木系学科は 2 年 6 か月以上、その他の工学・理学・農学・医学・薬学は 3 年以上、上記以外の家庭は 3 年 6 か月以上。

高等学校・中等教育学校卒業者については、土木系学科は 3 年 6 か月以上、その他の工学・理学・農学・医学・薬学系は 4 年以上、上記以外の課程は 4 年 6 か月以上。

水道工事の技術上の実務経験のみを有する者は 5 年以上、資格保有者については技術士第 2 次試験合格者は 6 か月以上、1 級土木施工管理技士第 2 次検定合格者は 1 年 6 か月以上、の者による工事の実施を可能にしたいとのことであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑はありませんでした。

質疑終了後、討論を行いましたが討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 56 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 57 号「財産の取得について」〔動産の買い入れ（小・中学校 1 人 1 台端末購入）〕を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 57 号「財産の取得について」〔動産の買い入れ（小・中学校 1 人 1 台端末購入）〕、本議案は、児童生徒 1 人 1 台タブレット端末を更新するため、財産の取得について仮契約を締結したので、篠栗町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

取得の目的は児童生徒 1 人 1 台タブレット端末を更新するため、取得する財産は、
篠栗小学校 531 台 篠栗小学校萩尾分校 12 台 勢門小学校 812 台 北勢門小

学校 670台 篠栗中学校 701台 篠栗北中学校 349台、合計3,075台。
契約金額は、1億4,898万7,608円。契約方法は、随意契約。契約の相手方は、
福岡市中央区大名2丁目9番27号赤坂センタービル 株式会社内田洋行 九州支店 支
店長 坂口 秀雄 あります。

執行部の説明では、福岡県内23の自治体団体で構成されるGIGAスクール推進
協議会において、公募型プロポーザルを実施し、4業者の中から決定されたとのこと
であります。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

当該端末は機種が変わると扱い方が変わり、子どもたちが混乱する可能性があるが
既存と同じ種類になるのか、との質問があり、既存の端末と同様のクローム端末にな
る、との回答がありました。

次に、5年ごとの更新になるのかまたリース契約にできないのか、との質問があり、
5年ごとの更新で福岡県内複数の自治体と協議会を設置しており、その協議会が共同
調達の方針であるため購入にしている、との回答がありました。

次に、既存の端末の使い道は、との質問があり、使用できるものは予備機として持
つことになりそれ以外は廃棄する方向、との回答がありました。

次に、前回と比較すると端末台数が増えている理由は、との質問があり、国の指導
のもと予備機を15%確保することまた教師用の端末も含んでいる、との回答であり
ました。

質疑終了後、討論を行いましたが討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 57 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 58 号「指定管理者の指定について〔篠栗町立児童館及び放課後児童クラブ〕」を議題といたします。本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 58 号「指定管理者の指定について」〔篠栗町立児童館及び放課後児童クラブ〕、本議案は、篠栗町立児童館及び放課後児童クラブの指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求められたものであります。

公の施設の名称及び位置は、やまばと児童館 篠栗町中央 3 丁目 16 番 12 号 たけのこ児童館 篠栗町尾仲 709 番地 1 すぎのこ児童館 篠栗町津波黒 4 丁目 6 番 20 号 たけのこ児童クラブ 篠栗町大字尾仲 709 番地 5 やまばと児童クラブ 篠栗町中央 3 丁目 5082 番地 1。指定管理者となる団体の名称及び所在は、エフコープ生活協同組合 代表理事理事長 堤 新吾 福岡県糟屋郡篠栗町中央 1 丁目 8 番 1 号。指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで、であります。

執行部の説明では、プロポーザル参加者はエフコープ生活協同組合 1 者であったとのこと。プレゼンテーション審査による採点結果をもとに、指定管理者選定委員会にて審議協議の結果、同社を指定管理者候補とし、選定結果の通知を行ったとのこと。プレゼンテーション審査については指定管理者選定委員会の 5 名で審査したこと。エフコープ生活協同組合は町立児童館の児童館管理及び放課後児童クラブ運営業務委託事業者として、令和元年度から委託業務を行い、令和 4 年 9 月 1 日より町立児童館の児童館管理及び放課後児童クラブの指定管理者として指定している、業務遂行状況も良好で施設利用者や小学校及び地域の方とも有効な関係を築いているとのこと。これまでの業務委託経験の中で、反省すべき点や改善すべき点などを的確に把握してい

るため、今後の改善点が明確であること。さらに令和7年3月に策定した篠栗町子ども計画の理念と目標の実現のためのプランを掲げるなど、町の施策を反映している。

以上のことから、エフコープ生活協同組合を選定することが適当と判断した。

また、審査に当たっては篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条第1号から第4号までの各号を基準に、施設での町民サービスをより効果的・効率的に提供するためのサービスの内容・質・提供方法等が提案されているか、それらを実現するだけの企業としての経営管理能力を有しているか、また、施設の設置目的に対する認識の明確さや地域住民との連携関係がとられているかについて、審査をした上で選定されたとのことでありました。

質疑終了後、討論を行いましたが討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第59号「訴えの提起について」〔建物明渡等請求事件〕を議題

といたします。本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第59号「訴えの定義について」〔建物明渡等請求事件〕、本議案は、町所有物件である尾仲簡易住宅家賃の長期にわたる滞納と同敷地内に自動車3台を放置していることから、滞納家賃の支払い、放置自動車の撤去及び建物の明け渡しを求め、訴訟を提起することについて、地方自治法第96条第1項12号の規定により、議会の議決を求められたものです。

執行部の説明では、尾仲簡易住宅は賃貸契約者の居住の実態がないこと、また老朽化による倒壊の可能性があること、さらに野生動物の侵入や不法侵入等による被害の可能性があることなどで、当該建物を取り壊す計画の業務遂行の手続として提起を行うもので、請求の概要は町所有物件である尾仲簡易住宅に居住していた契約者は平成16年8月30日に亡くなられており、平成12年6月から家賃の支払いが滞り、家賃未納のまま、家財一式と車両3台を放置し、所在不明となっていたとのことです。

令和6年9月26日に親族に連絡がついたため、当該賃貸住居内の家財一式と敷地内に放置している自動車3台の撤去及び未納家賃の支払いを求めたが、相手方がこれに応じなかっただけでこれらの訴えを提起するものです。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

居住者死亡後の賃貸契約は継続するのか、との質問があり、契約は遺族が引き継ぐことになっている、との回答がありました。

また、相続された方への告知義務はあるのか、また亡くなられた以降の未払い分について請求できるのか、との質問があり、相続された方の所在が不明だったので告知はできていなかった所在判明後告知をした、との回答がありました。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 59 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 60 号「令和 6 年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○決算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 60 号「令和 6 年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」、本議案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 140 億 5,626 万 7,560 円、歳出総額

134 億 5,483 万 6,830 円、歳入歳出差引額 6 億 143 万 730 円です。

翌年度へ繰越すべき財政財源は、一般財源で、繰越明許費繰越額

3,200 万 4,000 円、事故繰越額 2 万 5,000 円、よって実質収支額は 5 億 6,940 万 1,730 円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 60 号は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 16、議案第 61 号「令和 6 年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○決算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 61 号「令和 6 年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」本議案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定を求められたものです。

歳入総額 26 億 5,816 万 4,449 円、歳出総額 26 億 1,426 万 2,618 円、歳入歳出差引額 4,390 万 1,831 円。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので実質収支額は 4,390 万 1,831 円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略い

いたします。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようすでして討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

変更はございませんか。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 61 号は委員長報告とおり認定されました。

日程第 17、議案第 62 号「令和 6 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○決算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 62 号「令和 6 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、本議案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定を求められたものです。

歳入総額5億3,185万1,161円、歳出総額5億2,841万5,659円、歳入歳出差引額343万5,502円。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は343万5,502円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第18、議案第63号「令和6年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○決算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第63号「令和6年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和6年度篠栗町水道事業会計決算について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものです。

地方公営企業会計について、水道事業会計の決算額、収益的収入額6億3,683万5,010円、収益的支出額5億5,317万5,872円。資本的収入額2億2,800万円、資本的支出額4億1,229万7,557円です、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億8,429万7,557円は、当年度消費税資本的収支調整額2,253万8,120円、当年度損益勘定留保資金1億2,134万9,181円、建設改良積立金4,041万256円で補填するものであります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認めます。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 63 号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第 19、議案第 64 号「令和 6 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剩余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○決算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 64 号「令和 6 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剩余金の処分及び決算の認定について」、本議案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剩余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものです。

地方公営企業会計について、下水道事業会計の決算額、収益的収入額 6 億 521 万 9,508,881 円、収益的支出額 8 億 5,155 万 4,698 円、資本的収入額 3 億 7,099 万 1,900 円、資本的支出額 5 億 8,277 万 7,727 円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

資本的収入額が資本的支出に対する不足する額 2 億 1,178 万 5,827 円は、当年度消費税資本的収支調整額 619 万 1,696 円、当年度損益勘定留保資金 1 億 3,362 万 5,153 円、減債積立金 7,100 万 9,698 円で補填するものであります。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 64 号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第 20、議案第 66 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 66 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 107 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 3,666 万 2,000 円とするものであります。

補正予算内容は 6 年度福岡県国民健康保険普通交付金及び特別交付金の実績報告により、交付金の精算が行われ、国県へ返還を行うものです。

歳出において、国民健康保険システムの改修費用の今年度支出分が減少するため、418 万 3,000 円の減額補正、保険給付費等交付金償還金に 586 万 3,000 円を増額補正し、歳入においては、一般被保険者国民健康保険税を 3,803 万 7,000 円、国庫支出金を 416 万円減額補正し、繰越金を 4,390 万円の増額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認めます。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 66 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 21、「議案第 67 号「令和 7 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。」

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 議案 67 号「令和 7 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 613 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,062 万 2,000 円とするものであります。

補正予算内容は、保険料等負担金と令和 6 年度の滞納繰越分保険料を広域連合に納付することであります。

歳出において、保険料等負担金を 707 万 3,000 円の増額補正、人件費の減額補

正。

歳入において、後期高齢者医療保険料の滞納繰越分 363万9,000円、繰越金を343万4,000円の増額補正。事務費繰入金228万6,000円を減額補正するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 67 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 68 号「令和 7 年度篠栗町一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第68号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」本議案は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6億4,047万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ154億9,111万5,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、衛生費において、総合保健福祉センターハ浴場改修設計業務委託3,213万3,000円、農林水産業費において、極楽池護岸整備工事1,592万4,000円、土木費において、往還川河川改修工事2,183万2,000円、教育費において、北勢門小学校給食室空調機更新工事設計委託1,077万8,000円、篠栗小学校校舎増築整備費5億9,591万2,000円、公債費において、元金及び利子3,126万1,000円などを増額補正し、衛生費において、総合保健福祉センター照明制御機器更新工事2,970万円、教育費において、1人1台端末購入7,763万9,000円などを減額補正するものであります。

主な歳入では、国庫支出金1億607万2,000円の増、繰越金4億1,940万1,000円の増、町債4億8,570万円の増、などを増額補正し、地方交付税3億7,466万8,000円の減、などを減額補正とするものであります。

繰越明許費として、総合保健福祉センターハ浴場改修設計業務委託3,213万3,000円、篠栗小学校校舎増築事業5億9,591万2,000円、合併50周年記念体育館空調設備設置事業1億6,292万9,000円。

債務負担行為補正として、総合保健福祉センター巡回バス運行業務委託、令和8年度から令和9年度に、1億200万円。須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金、令和6年度同意債元利償還金、令和7年度から令和26年度に、8,452万5,000円。柳池フサエ中学生海外派遣事業、令和7年度から令和8年度に、900万円。

地方債補正については、追加として、デジタル活用推進事業4,780万円、緊急浚渫推進事業870万円。

地方債の減額限度額の変更といったしまして、防災対策事業1億6,830万円、緊急防災・減災事業4億540万円、学校教育施設等整備事業9億3,560万円、災害復旧事業4,640万円に変更するものであります。

なお、浦野議員より予算修正の動議があり、予算の修正案が浦野議員提出。

賛成者、横山議員、門馬議員の3名より、オアシス篠栗の温浴施設を含む福祉ゾーンを改修するための設計費用について、今後の方針が決まっていない状況で設計費用を計上することよりも、明確に今後の方針が確定してから予算を計上すべきことで、当該費用3,213万3,000円を削減する修正案が提出されました。

修正案に対しての質疑及び討論はありませんでした。

その後、予算原案について、討論を行いましたが、討論はありませんでした。

当委員会において慎重審査の上、予算修正案の採決の結果、賛成少数で否決され、

その後原案について採決した結果、原案のとおり賛成多数にて可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治）　ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸）　議席番号2番、浦野雅幸でございます。

私は、議案第68号に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

この議案の中には、総合保健福祉センター運営費に委託料として

3,213万3,000円計上されています。

オアシス篠栗の温浴施設を老朽化による改修費の増大と利用者の減少を理由に廃止し、子育て支援を中心とした新しい交流拠点にする方針とのことであり、そのための解体と新施設の設計委託料です。

しかしながら、現段階では新しい交流拠点の具体的な内容は全く決まっておらず、温浴施設の廃止すら周知されていない状態です。

町民への施設廃止の周知とともに、新しい拠点の運用方針について意見や要望の收集によって、どのような施設を最も町民の福祉サービスになるのかを決定するべきです。そして、施設内容が決定して、やっと解体や設計の予算計上ができるものと考えます。

以上により、議案第68号に反対いたします。

○議長（古屋 宏治）　賛成討論ありませんか。

反対討論ありませんか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝）　議席番号6番、横山でございます。

議案第68号一般会計補正予算に反対いたします、それでは理由を申し上げます。

本補正予算案には、総合保健福祉センター大浴場改修設計業務委託として

3,213万3,000円が計上されております。

これは温浴施設を廃止し解体するための設計委託費となります。

温浴施設を廃止する理由として、運営に当たり赤字が続いていること、存続するために補修・改修費が高額になる、と説明しております。

町費を抑えるという、そこだけを切り取ってみれば、最もらしいことですが、あくまでも温浴施設は福祉事業であり、一方篠栗北地区産業団地では、造成事業で20億以上と温浴施設を存続するための費用の何倍以上もの赤字を計上し、現在も多額の損失を出し続けている。それにもかかわらず、何も問題提起されておりません。

財政を問題視するなら、福祉事業の前に行わなければいけないことであり、温浴施設の継続が財政圧迫の理由にはできないと思います。

また廃止後、何を行うか具体的な案が出ておりません。

これから考えるということですが、新たなことを行うには、解体に加え、全て新しく作り直す必要があり、温浴施設の改修補修費より高額になることは目に見えております。それに加え、温浴施設以上の効果をもたらすものでなければ意味がありません。次に何をするか決まり、具体的そして現実的にできるか精査した後にこの案は出すべきです。

最後に、25年間町民に利用され続けた施設を廃止する前に町民に周知徹底をすべきです。

説明ではトラブルが発生する可能性があるため住民説明会を行わないと説明がありました。そのため、ほとんどの町民は温浴施設が廃止されると、そういうことは知らないはずです。説明の場を設け、理解を得ることこそ、トラブルが少なくなることであり、説明しないことは、執行部が町民からの批判を避けるためだと思わざるを得ません。町民あっての議会であって、町民あっての篠栗町です。内容共々、町民を軽視し強引に進めようとするこの案には到底賛同できません、よって反対いたします。

○議長（古屋 宏治） 賛成討論ありませんか。

反対討論ありませんか。

はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） 議席番号4番、門馬良であります。

上程されております補正予算議案に反対の立場で討論いたします。

この議案の中に総合保健福祉センター大浴場改修設計業務委託がありますが、本議案は町民の皆様に25年間もの間親しまれ憩いの場として機能してきた大浴場の老朽化に伴い、今後存続するには大規模なコストが見込まれる理由などから、とり壊し、

それに代わる新たな町民のための施設をつくるための予算であります。

執行部の説明によれば、再建の費用に補助金が活用でき、その申請期限が迫っているため、早急に計画を進めなければならないとのことです。しかし、現時点でとり壊しの後に何を建設するのか、どのような町民サービスを提供していくのか、明らかに決まっていません。言わば仮の空想の段階で予算を計上しているにすぎないと、私は考えます。

町政運営において大切なことは補助金の有無ではなく、まず町民にとって本当に必要かどうかという視点であります。補助金が出るから急ぐという姿勢から、大切な物事の順序を履き違えることは町民の声を軽視し、また議会の議論を形骸化させる危険をはらんでいます。

町民のよりどころであった大浴場をとり壊すという大きな決断には、時間をかけてでも、町民の意見を丁寧に拾い上げ、そして議会としっかりと議論を尽くすことが不可欠です。大浴場の跡地にどのような空間をつくれば、町民にとってよりよい公共の場になるのか、その方向性と形を定めた上で、初めて解体や設計の予算を議会に諮ることが当たり前です。

以上の理由から、私は本議案に反対いたします。

○議長（古屋 宏治） 賛成討論ありませんか。

反対討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 8、反対 3 でございます。

賛成多数と認め、よって議案第 68 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23、選挙案第 4 号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙」を

議題といたします。

選挙案第4号を事務局長に朗読させます、水江議会事務局長。

○議会事務局長（水江 靖浩） それでは、朗読いたします。

選挙案第4号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について」地方自治法第118条並びに組合規約第5条及び第6項第1項の規定により、組合議員1名の選挙を求める。

令和7年9月17日提出 篠栗町議会議長 古屋 宏治。

提案理由 令和7年10月24日をもって任期満了となるため。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

従いまして、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

従いまして議長が指名することに決定いたしました。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合、議会議員に 三浦 正 氏を推薦いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました 三浦 正 氏を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名いたしました 三浦 正 氏を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人として決定いたしました。

それでは会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に 三浦 正 氏が当選されました。

日程第24、意見書案第1号「子どもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の確実な推進を求める意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を文教厚生常任委員長に求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 意見書案第1号の「子どもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の確実な推進を求める意見書」について、本定例会において、子どもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の確実な推進を求める意見書の請願書が提出され、文教厚生常任委員会において、全員賛成にて採択しております。

それでは、意見書案を朗読いたします。

令和7年9月17日、篠栗町議会議長 古屋 宏治 様、提出者 篠栗町議会文教厚生常任委員会委員長 吉本 文枝。「子どもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の確実な推進を求める意見書」上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

記、提出の理由、「子どもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の確実な推進を求める意見書」の採択を求める請願を文教厚生常任委員会で審査の結果、子どもたちの環境及び教職員の働き方改革の推進について議会としても必要性を認めるところから、意見書を国会及び関係機関へ提出するため。

本意見書の主な趣旨はタブレットに記載のとおりでございます。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき国・県・市町村の関係機関に対し意見書を提出されるよう要請します。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明を受けました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

意見書案第1号について、本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めま

す。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって意見書案第 1 号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書案が可決されましたので、請願第 1 号はみなし採決といたします。

日程第 25、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設文教厚生両常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、タブレットに掲載の申し出のとおり閉会中の継続調査の申出があつております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、総務建設文教厚生両常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

日程第 26、「議員派遣の件」を議題といたします。

地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定により、タブレットに掲載しております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よってタブレットに掲載しておりますとおり議員派遣の件に記載のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決されました議員派遣の内容に変更が生じた場合には議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があればお受けいたします。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては会議規則第45条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句数字等の整理訂正是議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長何か発言することがございましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 閉会に当たり御挨拶をする前に、9月5日の横山議員の一般質問の答弁の際に、オフレコでご報告したい、旨の発言をいたしましたが不適切な答弁でございましたので削除をお願いしたいと存じます。以後発言には気を付けます。申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、令和7年第3回定例会の閉会にあたりまして御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」2件 「篠栗町教育委員会委員の任命について」1件の人事案件3件、「子育て支援施策に伴う篠栗町公費医療助成拡充に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」等条例案7件、「財産の取得について」「指定管理者の指定について」「訴えの提起について」各1件、令和6年度一般会計、特別会計の決算の認定について3件、水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、本日御審議頂きました追加議案及び専決処分の承認分を含め令和7年度補正予算4件の上程いたしました2議案全てにつきまして、可決・承認・認定いただきましたことに感謝申し上げます。

また、本定例会における議案第65号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第5

号）」の審議において、社会教育課から説明いたしました、10款5項1目社会教育総務費18節負担金補助及び交付金100万円については、多くの議員の皆様から疑問の声を頂きました。

社会教育課としては、行き詰まり感のある行政区を活性化するとともに、子どもが健やかに育成される環境整備と地域コミュニティーの活性化を促進するためのきっかけづくりになるのではないかと大いに期待をして提案したものでございましたが、一部の子ども食堂に限定するような提案となつたこと。年度当初に遡って交付する理由や他の補助金を受けている団体への交付の是非についての議論の掘り下げが足りず、御理解を得られなかつたこと等を踏まえまして、該当する予算100万円を減額して、改めて議案第68号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）」案を上程し、御審議頂くこととなりました。

当初予定された議事日程を変更する事態となりましたことは、執行部として大いに反省すべきであり、今後かかることのないよう議案については十分検討を重ねたうえで上程し、御審議賜るよう努めてまいります。今後とも何卒よろしくお願ひいたします。大変申し訳ございませんでした。

健康課所管にて説明いたしました、4款1項5目総合保健福祉センター運営費12節委託料3,213万3,000円は、総合保健福祉センター大浴場改修設計業務委託として提案いたしました。

今回の議論の中で、温浴施設については今後継続が難しいことには一定の御理解を頂いたものと思っております。

しかしながら、予算特別委員会での議員の皆様方の御意見を拝聴しておりますと、これまで親しまれてきたオアシス篠栗という町民の憩いの場を提供するための施設の更新については、「子育て支援」を新たな中核とした「全世代の交流拠点」への方針転換の施設という漠然とした説明の中で、一足飛びに実施設計委託まで任せていただくという補正予算案については些か無理があつたと感じております。

については、基本構想、基本設計までの補正予算案と御理解いただき、その執行過程において議会のお考えとも歩調を合わせられるよう協議を重ねてまいりたいと考えております。

令和6年度一般会計の決算は、歳入総額140億5,626万8,000円、歳出総額は134億5,483万7,000円となりました。

篠栗町の財政力指数、経常収支比率等は大きく変化はしておりませんが、監査委員からは財政運営は安定していると言えるとの審査意見をいただいております。

また、6年度篠栗町財政健全化判断比率審査意見書において、良好な状態にあると認められるとの御意見でございます。審査意見においては、将来的な歳入においては土地開発事業等による固定資産税の増収が見込まれている。一方、将来的な歳出は、人件費や物件費など経常的支出が増加傾向であるほか、公共施設の更新問題への費用負担の大幅な増加などが見込まれる。このような中、収入と財政需要を的確に把握し、令和6年度に見直しを行った中長期財政計画に掲げた目標を確実に達成することで、今後とも健全な財政運営に努められたい。との総括の御意見をいただいております。

ただいまは、選挙案第4号にて私が「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員」に引き続き御指名を頂きました。今後も、同組合が保有する森林財産の健全な保全・活用のために組合議会議員として役目を果たす所存でございますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

さて政局は、10月4日の自由民主党総裁選挙を起点として新たな展開が予想されます。どのような展開になろうとも、我々は日本の典型的な地方公共団体の一つとしてしっかりと町の存在感を示しつつ、緩やかな人口増加と交流人口・関係人口の増加による賑わいを持ち続ける町を目指してまいります。

私が師と仰ぐ、佐藤一斎という江戸時代の儒家がいます。その著書「言志晚録」の1条に「学を為すの緊要は、心の一字に在り、政を為すの着眼は、情の一字にあり」という言葉があります。

政をするに当たって第一に目を付ける第一に目を付ける所は、「情」すなわち（なき）という一字にある。という意味でございます。

このことを肝に銘じて、これからも町職員一丸となって篠栗町の諸課題の解決と自主財源の拡大、カーボンニュートラルを実践していく町を目指して努力してまいる所存でございます。

議会の皆様に引き続き御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げまして、篠栗町議会令和7年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間の御審議誠にありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） ただいま、三浦町長からの発言の中で、9月5日の一般質問のときの横山議員への答弁の一部の文言についての取消しの申し出がありました。
お諮りします。

申出のとおり、発言を取り消すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、発言を取り消すことに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時26分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会議員

浦野 雅幸

篠栗町議会議員

吉本 文枝